

【資料1】

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定
に関する意見等

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
会長 上博
政策委員長 河原雄一



公益財団法人 日本知的障害者福祉協会の概要

1. 設立年月日 : 昭和9年10月22日

2. 活動目的及び主な活動内容 : 本協会は、全国の知的障害関係施設・事業所を会員とする組織で、知的障害者の自立と社会・経済活動への参加を促進するため、知的障害者の支援及び知的障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。

【本協会の主な事業】○知的障害に関する調査研究〇知的障害者の支援及び知的障害者の福祉の増進を図るために運営の充実に向けた指導〇知的障害福祉の啓発普及を目的とした各種研修会等の開催〇社会福祉士養成施設・事業所における支援並びに支援の実施〇知的障害福祉の普及啓発〇関係機関並びに関係団体との連携と知的障害福祉の向上に向けた提言ならびに要望活動〇地震・台風等の自然災害により被災した知的障害者、家族並びに施設・事業所への必要な支援〇知的障害関係施設・事業所の経営の安定に貢献するための施設・事業所の職員を対象とした相互扶助事業及び保険事業の実施。○知的障害福祉に顕著な業績を残した者の表彰 等

【部会・委員会】様々な活動を行うため、施設・事業の種類ごとに、または活動の分野ごとに部会や委員会を設けています。

【本協会の歩み】昭和9年10月22日に設立、昭和42年8月8日に財団法人認可、平成25年4月1日に公益財団法人認可

3. 加盟団体数(又は支部数等) : 全国9地区・47都道府県に支部組織を置く(令和2年6月時点)

4. 会員数 : 6,493施設・事業(令和2年6月末時点)

5. 法人代表 : 会長 井上 博

利用者ひとりひとりが大切にされる寛容な地域共生社会の実現が目標となる中で、津久井やまゆり園事件、障害者虐待、偏見差別等厳しい現実がある。利用者から始まり利用者でおわるソーシャルワークの原理原則に基づいた協会活動を実施したい。
＜重点事項＞

1. 利用者の意思決定支援の推進と権利擁護

これまで顧みられることがなかつた利用者の意思決定の大切さ
多発する障害者虐待の防止と各事業所における権利擁護の仕組みの検討

1. 障害のある人の望む暮らしの実現

1. グループホーム等地域生活基盤の充実と障害者支援施設機能の見直し

1. 強度行動障害のある人の支援

支援者による障害者虐待の多くが強度行動障害のある利用者の暮らしひの改善につなげたい。

全国の先駆的取り組みを共有し行動障害のある利用者の暮らしひの改善につなげたい。

1. 人材の確保、育成

本協会では長年人材養成を実施している。障害のある人を支えながらともに成長する専門性の高い人材を育成したい。(知的障害を理解するための基礎講座、知的障害援助専門員、社会福祉士養成通信教育)

1. 新型コロナウイルス対応

2. 全国の障害者支援施設、生活介護事業所、グループホーム等で新型コロナウイルスへの感染が発生している。医療の確保と風評被害への対応を行っている。感染を未然に防止するための取り組みを継続している。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

障害者が将来も安心して暮らすことのできる質の高い支援の構築に向け、安定的な障害福祉従事者の確保及び質の高いサービスを提供する事業所に対する適正な評価を反映した報酬体系となるよう、以下について要望します。

(1) 障害福祉サービスを担う人材の確保および定着について

・障害福祉サービス事業所の職員は、新型コロナウイルスへの対応に際して感染リスクに直面しながら利用者の生命を守る使命のもと感染予防策を講じて日々支援にあたつており、職員がどのような状況下においても離職することなく安心して業務に当たれるようになります。
従事者が熱意を持つて長く働き、質の高いサービスを提供するには、人材の確保・定着が急務である。
・改正するため、派遣改善加算等により更なる給与改善を行つとともに、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅲ)と(Ⅲ)の併給を可能とし、現行の処遇改善加算及び特定処遇改善加算の対象に相談支援専門員を加えるなど対象者の範囲の拡大が必要である。【視点1・3・4】

(2) 食事提供体制加算について

・食事提供体制加算が廃止され利用者の経済的負担が増えるとバランスの取れた食事を摂る機会を失うだけではなく、サービスの利用抑制にも繋がりかねないため、食事提供体制加算を恒久化する必要がある。なお、食事は子どもの成長に直結し、食育や健康新規保持とも切り離せない。偏食への対応や摂食・嚥下障害への対応、家族支援、栄養相談が必要であるため、当該加算を「食育等支援加算(仮称)」とし、恒久的な加算とする必要がある。【視点1・3】

(3) 地域における移動手段と送迎の保障について

・移動手段の確保は障害のある方にとつて不可欠であり、新型コロナウイルスの感染防止の面からも公共交通機関を利用しない送迎は重要である。送迎加算Ⅰ・Ⅱの報酬単価の見直し、運転手以外の職員が同乗している場合の評価が必要である。【視点1・2・3・4】

(4) 利用者が地域で安心して暮らすための体制整備について

・計画相談支援と継続相談の両面からの再検討が必要である。さらに、基準以上に手厚く人員を配置した事業所に対しては、加算の取得が不十分な状況にあり経営が厳しいことから、基本報酬と加算の両面からの経過措置が必要である。【視点1・2】
・各都道府県における主任相談支援専門員研修の実施が進んでいないことから、令和2年度末までの経過措置となっている特定事業所加算Ⅱ及びⅣについては経過措置の延長が必要である。【視点1・2】
・第6期障害福祉計画において、各自治体の地域生活支援等拠点事業の整備の推進に向け、地域におけるコーディネート機能が強化するような加算上の運用が必要である。【視点1・2】

(5) 障害児に対する専門的で多様な支援について

・障害児入所施設の職員配置基準を児童養護施設の配置基準とする必要がある。さらに、基準以上に手厚く人員を配置した事業所にに対しては、加算に応じた報酬上の評価が必要である。【視点1・2】
・20歳以上の年齢超過利用者については、2021年3月31日までの経過措置を延長せず、成人期にふさわしい暮らしの場を用意する必要があるため、児童福祉サービスへの移行に係る「自立支援システム」を構築し、過齢児の移行先となる障害者支援施設やグループホームの充実に向けた報酬上の評価が必要である。【視点1・2】
・被虐待児等の家庭への対応等を行う「ソーシャルワーカー」等を配置するための報酬上の評価が必要である。また、「被虐待児受入加算」は入所後1年間しか適用されないが、1年間で被虐待等の課題を解決することを極めて困難であるため、被虐待児の入所中は期間を限定せずに適用すべきである。【視点1・2】

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（概要）

(6) 利用者が地域でより良い障害福祉サービスを利用するためには

- ・常時介護を要するため、現行の人員配置体制をした場合の報酬上の評価が必要である。【視点1・2】
- ・重度化・高齢化に対応するため、現行の人員配置を上回る職員配置をした場合の報酬上の評価が必要である。【視点1・2】
- ・障害者支援施設の対象外とされてしまうが、事業所では障害者支援施設の生活介護に通所する利用者に対する利用者と同様の支援を行つていてることがある。【視点1】
- ・利用者の権利擁護のため、身体拘束等の実施を可能とする算定を検討する委員会の開催、指針の整備、職員等に対する研修の定期的な実施等のサービスの質の評価を目的に、平成30年度厚生労働科学研究において「事業所の取り組みを振り返るための自己点検チェックリスト」が提案されたことから、リストの内容を精査したことから、リストが必要ではないか。【視点1・3】

(7) 住まいの場における重度化・高齢化への対応について

- ・障害者支援施設においては、入所者の重度高齢化と安全・防犯上への対応として、夜勤職員の配置基準の引き上げと、夜勤職員配置加算を上回る夜勤職員を配置した場合の報酬上の評価が必要である。【視点1】
- ・重度障害者への対応するため、夜間の人員配置を強化するとともに、高齢者の日中支援ができる体制と、医療と連携するための看護職員の配置等、重度・高齢者への対応が可能なグループホームの整備と報酬上の評価が必要である。【視点2】
- ・重度障害者支援体制を手厚くするため、グループホームにおける重度障害者支援加算の対象を、障害者支援施設の重度障害者支援加算との同様とする必要がある。【視点2】
- ・グループホームの介護サービス包拠型の利用者への個別のホームヘルプ利用にかかる経過措置を継続する必要がある。【視点2】
- ・グループホームへ入居した際、利用者が慣れない環境に馴染むまでは通常より手厚い支援が必要となる。地域移行を促進するため、グループホーム利用開始より30日以内の期間については「初期加算」を創設してほしい。【視点1・2】

(8) 障害者が働くことへの支援について

- ・就労継続支援B型において、職員配置基準(7.5:1)以上に手厚く職員を配置している事業所の報酬上の評価として、新たに5:1の配置基準を設けてほしい。【視点1・2】
- ・就労継続支援B型の基本報酬における工賃30,000円未満の区分については、他の区分間に比べて金額の幅が広いため、工賃30,000円以上の事業所がより高い工賃を目指す意欲を高めるため、報酬上の評価を5,000円刻みとするべきである。【視点1・2】
- ・年次有給休暇の5日間の取得義務化にともない、就労継続支援A型利用者の報酬上の評価を検討する必要がある。【視点2】

(9) 新型コロナウイルス感染症による影響への対応について【視点4】

- ・新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、各種加算要件の緩和等がなされたが、今後も感染症の長期化が予測されるため、引き続き要件緩和等の延長等柔軟な対応が必要である。
- ・新型コロナウイルス感染症によって、緊急的な支援を要する障害者への支援（相談支援含む）の重要性が再確認されたが、新型コロナウイルスに限らず、各種感染症や災害等に対応するための十分な基盤整備と、事業所が休業せざるを得ない場合であっても事業継続が可能となるような方策の検討が必要である。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

障害者が将来も安心して暮らすことができる質の高い支援の構築に向け、安定的な障害福祉従事者の確保及び質の高いサービスを提供する事業所に対する適正な評価を反映した報酬体系となるよう、以下について要望します。

(1) 障害福祉サービスの人才の確保および定着について【視点1・3・4】

【意見・提案を行う背景、論拠】

全産業との比較では、障害福祉サービスの人材確保における有効求人倍率や離職率は高く、給与は低い状況にある。障害福祉サービスに従事する者が熱意を持ったまま長く働き、質の高いサービスを提供するためには、人材の確保・定着の推進が急務である。加えて、若者や学生に選ばれるためには、人材の確保が必要である。(参考資料1)

【意見・提案の内容】

- ① 処遇改善加算による給与改善の他、一般企業との給与格差を是正するための報酬上の評価が必要である。
→平成30年度の平均給与額を比較すると、福祉・介護職員は民間平均給与に比べ**2割ほど低い水準**となり、
月額にして約7万円ほど少ない。

		福祉・介護職員(※1)	民間(※2)	差額	差率(%)
平成30年度 平均給与	年額	3,573,132	4,407,000	▲ 833,868	81.1
	月額	297,761	367,250	▲ 69,489	

(※1) 平成30年度 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(厚生労働省社会援護局障害福祉課)により。
年額は、平成30年9月時点での福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ～Ⅳ)の取得事業所の常勤職員の平均給与月額(4～9月の給与+手当+一時金)を年額換算
(※2) 平成30年分 民間給与実態統計調査(国税庁長官房企画課)により。数値は全体の平均額(正規・非正規含む)を掲載

- ② 現行の処遇改善加算及び特定処遇改善加算の対象に相談支援専門員を加える等対象者の範囲の拡大が必要。
③ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)と(Ⅲ)は性質が異なることから、同加算(Ⅰ)(Ⅱ)と(Ⅲ)を併給できるよう、
報酬算定基準を見直す必要がある。(※1)

【※1】 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)の要件
(Ⅰ) 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が35%以上雇用されている事業所
(Ⅱ) 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が25%以上雇用されている事業所
(Ⅲ) 生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の事業所

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(2) 食事提供体制加算について【視点1・3】

【意見・提案を行う背景、論拠】

食事提供体制加算については、平成30年度報酬改定で経過措置が継続された(30単位)
当該加算が廃止され食費にかかる利用負担が増えると、特に障害基礎年金のみで生活している低所得者にとっては
経済的負担が大きくなるため、バランスのとれた食事を摂る機会を失うだけでなく、サービスの利用抑制にも繋がりか
ねない。(参考資料2)

また、食事は子どもの成長に直結するもので、教育や健康保持とも切り離せないものであり、特に児童期には、成人期
以上に、偏食への対応や摂食・嚥下障害への対応、家族支援、栄養相談が必要である。
ちなみに、同年齢の子どもをあずかる保育所では「3歳以上は主食代のみの負担」とされ、子ども園は「給食実施加
算」が設定されている。

【意見・提案の内容】

- ① 上記課題にに対応するため、当該加算を恒久的な加算として位置づける必要がある。
- ② 子どもの健やかな成長のための食生活の安定と、一般児童施策との整合性を図る観点から、子どもの施設に
ついては、現行の食事提供体制加算を「食育等支援加算(仮称)」と改め、恒久的な加算として位置づける必要が
ある。

«就労継続支援B事業所に通いながらグループホームで生活している障害基礎年金2級(64,941円)受給者の例»

令和元年度全国グループホーム調査(本会調査)によれば、グループホームの家賃と食費・光熱水費等の本人負
担は、月あたり平均で約40,000円～60,000円程度かかることから、事業所に対し屋食代を支払ってしまうと、現行の
食材料費のみの負担であっても、工賃分しか手元に残らない。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（詳細版）

（3）地域における移動手段と送迎の保障について【視点1・2・3・4】

【意見・提案を行う背景、論拠】

移動手段の確保は障害のある方には不可欠であり、障害により自力で通所できない利用者にとっての送迎は移動の保障として必要である。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止の面からも公共交通機関を利用しない送迎は重要である。[（参考資料3）](#)

【意見・提案の内容】

① 燃費性能の向上等による車両維持費の減少等を理由に、前回の報酬改定で単位数が減らされたが、根拠とされたデータは自家用車の調査結果であり、事業所での送迎に利用している車両の維持費とは異なることから、送迎加算Ⅰ・Ⅱの報酬単価の見直しが必要である。

② 前回報酬改定の検討課題において、就労継続支援A型・放課後等デイサービスの送迎加算の見直しが挙げられていたが、特別支援学校の送迎状況や事業所が公共交通機関利用可能な場所にあるのか等を勘案したうえで検討するとともに、利用者が送迎を必要とする場合には、サービス等利用計画に必要性を明記したうえで送迎加算の対象とすべきである。

③ 通勤・通学のための公共交通機関の利用等のトレーニングを評価する仕組みの検討が必要である。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(4) 障害者が地域で安心して暮らすための体制整備について【視点1・2】

【意見・提案を行う背景、論拠】

利用者が地域により良いサービスを受けるためには、相談支援の拡充が不可欠である。[\(参考資料4\)](#)

【意見・提案の内容】

- ① 計画相談支援ならびに継続相談支援については平成30年度より基本報酬が減額され、複数の加算が創設されたが、未だ多くの事業所において加算の算定力が不十分な状況にあり、厳しい経営状況となっている。ついては、基本報酬と加算の両面からの再検討が必要である。[【視点1・2】](#)

- ② 各都道府県における主任相談支援専門員研修の実施が進んでいないことから、次期報酬改定までの経過措置となっている特定事業所加算Ⅱ及びⅣの経過措置の延長が必要である。[【視点1・2】](#)

- ③ 第6期障害福祉計画における各自治体の地域生活支援等拠点事業の整備の推進に向けて、地域生活支援拠点等相談強化加算(700単位月4回)や地域体制強化共同支援加算(2000単位月1回)の月当たりの限度を外し、地域におけるコーディネート機能を強化することが必要である。[【視点1・2】](#)

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（詳細版）

（5）障害児に対する専門的で多様な支援について【視点1・2】

【意見・提案を行う背景、論拠】

現行の直接支援職員の配置基準は、「障害児入所施設が4:3:1、児童発達支援センターが4:1、児童発達支援事業・放課後等デイサービスが5:1となつていて、20歳以上の年齢超過利用者の移行に係る支援の必要性や、被虐待児への対応等のニーズが高まっており、より高い専門性と手厚い支援が求められている。（参考資料5）

【意見・提案の内容】

- ① 障害児入所施設の職員配置基準を児童養護施設の配置基準の引き上げに合わせて4:1以上とし、児童発達支援センターの職員配置基準についても実態に合わせて3:1以上とするとともに、それに見合った報酬単価とする必要がある。【視点1・2】
- ② 基準以上に手厚く人員を配置している障害児入所施設や児童発達支援センターに対しては、加配に応じた報酬上の評価が必要である。【視点1・2】
- ③ 「障害児入所施設の在り方にに関する検討会報告書」に沿って、新たに「地域小規模障害児入所施設（障害児グループホーム）（仮称）」を導入することを検討すべきである。【視点1・2】
- ④ 20歳以上の年齢超過利用者（いわゆる「過齢児」）については、2021年3月31日まで障害児入施設を利用する経過措置を延長せず、成人期にふさわしい暮らしの場を用意する必要があることから、児童福祉サービスから成人サービスへの移行に係る「自立支援システム」を構築し、過齢児の移行先となる障害者支援施設やグループホームの充実に係る報酬上の評価や、「自立援助ホーム（仮称）」の創設等が必要である。【視点1・2】
- ⑤ 被虐待児等の家庭への対応等を行う「ソーシャルワーカー」等を配置するための報酬上の評価が必要である。【視点1・2】
- ⑥ 「被虐待児受入加算」は、1年間で被虐待等の課題を解決することは極めて困難であるため、被虐待児の入所中は期間を限定せずに適用する必要がある。【視点1・2】

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（詳細版）

(6) 利用者が地域により良い障害福祉サービスを利用するためには【視点1・2・3】

【意見・提案を行う背景、論拠】

利用者のさまざまなお年齢に対し質の高いサービスを安定的に提供するには、十分な人材の確保と、質の高いサービスを提供している事業所に対する適切な評価が必要である。（参考資料6）

【意見・提案の内容】

- ① 常時介護をする重度障害者の日中活動を支える生活介護事業の質が低下することがないよう、現行報酬水準を維持するとともに、重度化・高齢化や利用者の多様なニーズに対応するために、現行の人員配置体制加算を上回る職員配置をした場合の報酬上の評価が必要である。【視点1・2】
- ② 障害者支援施設の生活介護を通所で利用する者は重度障害者支援加算の対象外とされているが、事業所では障害者支援施設の生活介護に通所する利用者に対しても入所者と同様の支援を行っていることから当該加算の算定を可能とする必要がある。【視点1】
- ③ 利用者の権利擁護のため、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員等に対する研修の定期的な実施」を段階的に取り入れるよう検討すべきではないか。【視点1・3】
- ④ 就労継続支援事業B型と生活介護のサービスの質の評価を目的に、平成30年度厚生労働科学研究所において「事業所の取り組みを振り返るために自己点検チェックリスト」が提案されたことから、リストの内容を精査したうえで活用する仕組みが必要ではないか。【視点1・3】

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等（詳細版）

(7) 住まいの場における重度化・高齢化への対応について【視点1・2・3】

【意見・提案を行う背景、論拠】

障害が重くとも高齢になろうとも、障害のある人が望む場所で安心して安全な生活を営むことができるよう、暮らしの場である障害者支援施設の個室化・ユニット化の推進やグループホームにおける重度対応のための方策が必要である。（[参考資料7](#)）

【意見・提案の内容】

① 障害者支援施設

(a) 入所者の重度高齢化と安全・防犯上への対応に加え、利用者のQOLの向上や今般の新型コロナ感染対策にも有効な個室化、小規模ユニット化の促進に向け、夜勤職員の配置基準を引き上げるとともに、夜勤職員配置加算に必要な人數を上回る夜勤職員を配置した場合の報酬上の評価が必要である。【[視点1](#)】

② グループホーム

(a) グループホームにおける重度障害者支援加算の対象を、障害者支援施設の重度障害者支援加算Ⅱの対象者と同様とすべきである。【[視点2](#)】

(b) 介護サービス包括型グループホームにおける個別のホームヘルプ利用にかかる経過措置については恒久化していただきたい。【[視点2](#)】

(d) 共同生活援助の看護職員配置加算については20人につき1人の看護師で70単位だが、40人に1人の看護師でも何単位かが取得できるようにするなど、柔軟な取扱いとしていただきたい。【[視点2](#)】

(e) グループホームへ入居した際、利用者が慣れない環境に馴染むまでは通常より手厚い支援が必要となります。地域移行を促進するため、グループホーム利用開始より30日以内の期間については「初期加算」を創設すべきである。【[視点1・2](#)】

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(8)障害者が働くための支援について【視点1・2】

【意見・提案を行う背景、論拠】

地域共生社会の実現に向けて、障害のある方が地域で安心して暮らすためには、相談支援によるきめ細やかなニーズの把握と、障害福祉サービス等地域につなぐ仕組みと在宅支援の強化と拡充が重要である。(参考資料8)

【意見・提案の概要】

① 就労継続支援B型

- (a) 職員配置基準(7.5:1)以上に手厚く職員を配置している事業所の報酬上の評価として、新たに5:1の配置基準を設けている。**【視点1・2】**
(b) 就労継続支援B型の基本報酬における工賃30,000円以上45,000円未満の区分については、他の区分間に比べて金額の幅が広いため、工賃30,000円以上の事業所がより高い工賃を目指す意欲を高めるため、報酬上の評価を5,000円刻みとしていたが、このように見直す。**【視点1・2】**
(c) 週の利用日数が少ない者については、平均工賃支払額の算出の母数より除外していただきたい。**【視点2】**

② 就労継続支援A型

- (a) 年次有給休暇の5日間の取得義務化にともない、就労継続支援A型利用者の報酬上の評価をご検討いただきたい。
【視点1・2】

(9)新型コロナウイルス感染症への対応について【視点4】

【意見・提案を行う背景、論拠】

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、各種加算要件を緩和していただいたが、今後も感染症の長期化が予測されるため、引き続き柔軟な対応が必要である。

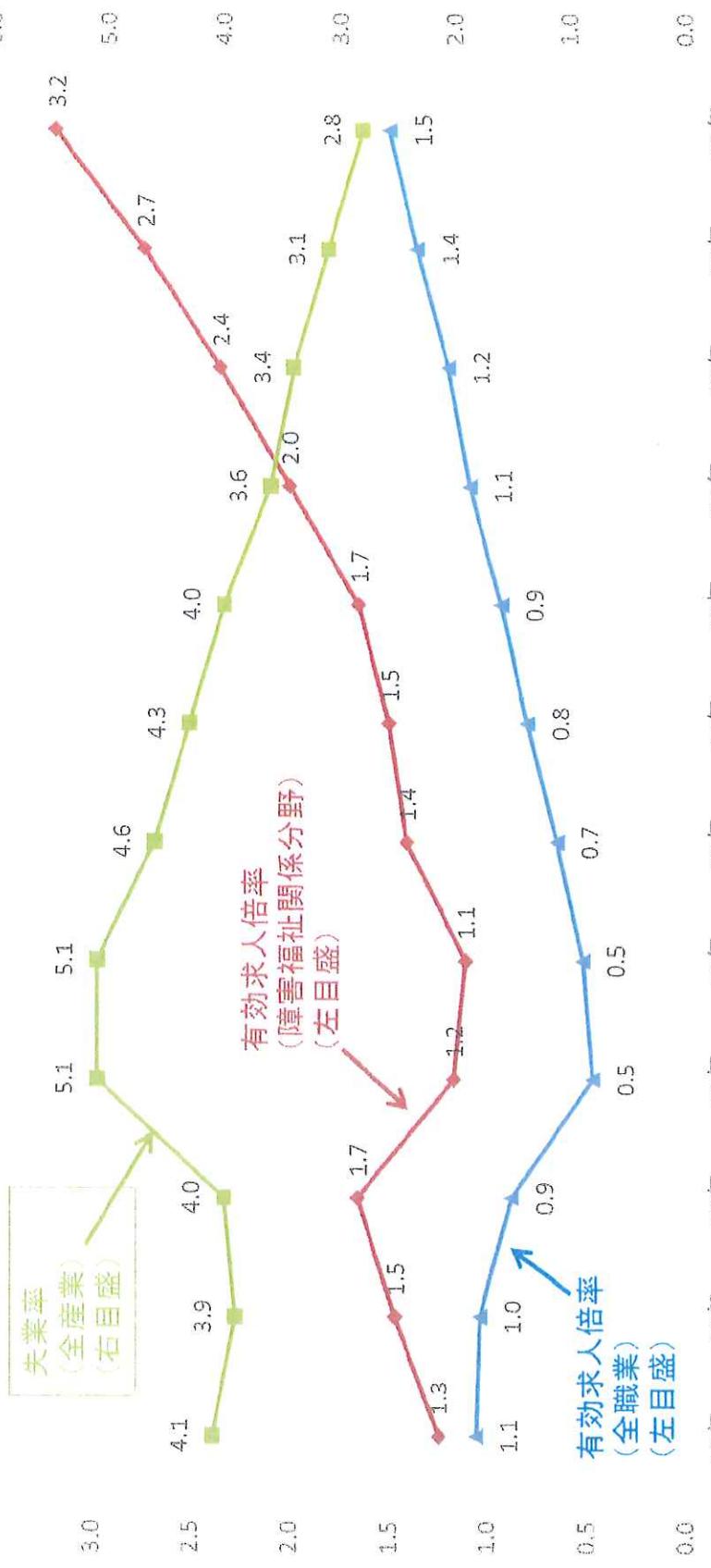
【意見・提案の概要】

新型コロナウイルス感染症によって、緊急的な支援をする障害者への支援(相談支援含む)の重要性が再確認された。新型コロナウイルスに限らず、各種感染症や災害等に対する十分な基盤整備と、事業所が休業せざるを得ない場合であっても事業継続が可能な方策の検討が必要である。

(参考資料1-1) (1)障害福祉サービスを担う人材の確保および定着について

○ 障害福祉サービス等従事者を含む関係職種の有効求人倍率は、全職種より高い水準で推移している。

(倍)
有効求人倍率(障害福祉関係分野)と失業率
【平成18～29年／暦年別】



出典：厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」
注1) 平成23年の数値は、東日本大震災の影響により補完的に推計した値(実数は2015年国勢調査基準、比率は2005年国勢調査基準)。
注2) 障害福祉関係分野については、平成24年以前は「社会福祉専門の職業」の有効求人倍率。
注3) 障害福祉関係分野については、平成25年以降は「社会福祉の専門的職業」、「介護サービスの職業」の有効求人倍率及び有効求職者をそれぞれ合計し、「有効求人倍率÷有効求職者数」で計算。

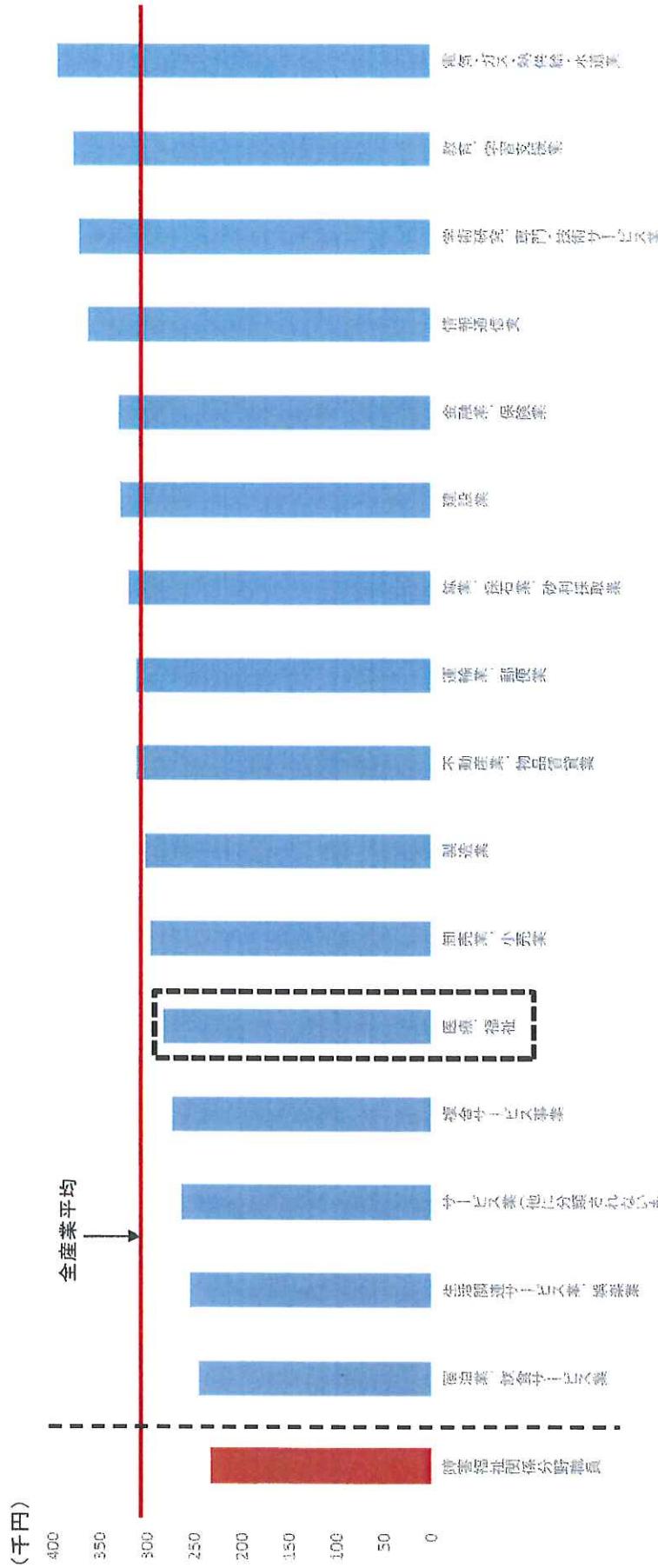
13
2019年10月31日報酬改定検討チーム資料抜粋

(参考資料1—2) (1)障害福祉サービスを担う人材の確保および定着について

一般労働者の産業別賃金水準

○ 賃金水準を見ると、障害福祉分野が含まれる「医療・福祉」は全産業平均を下回っている。

産業別賃金(2017年)



【出典】「平成29年賃金構造基本統計調査」に基づき社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において作成。

注1)「きまつて支給する現金給与額(労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によつて6月分として支給された現金給与額)」を集計。

注2)産業別賃金は「100人以上規模企業における役職者」を除いて算出。なお、障害福祉関係分野職員には役職者は含まれていない。

注3)障害福祉関係分野職員は、「保育士」、「ホームヘルパー」、「福祉施設介護員」を加重平均。

(参考資料2-1) (2) 食事提供体制加算について

●食事提供体制加算について

食事提供に係る費用と食事にかかる収入の比較(平成28年6月1日現在の状況を調査)

1食あたりの収入と支出と比較すると、全体では1食あたり▲171.8円(児童発達支援センター▲381.7円、日中活動事業所▲153.0円)。
利用者から徴収している食材料費の平均額は273.7円(児童発達支援センターは189.9円、日中活動事業所は280.2円)。

	児童発達支援センター	日中活動支援事業所	全 体
1食あたりの収入額①※1	426.6円	545.2円	535.5円
1食あたりの支出額②※2	808.3円	698.2円	707.3円
1食あたりの差額③(①-②)	▲381.7円	▲153.0円	▲171.8円
1か月あたりの差額(③×月平均日数)	▲7,901円	▲3,366円	▲3,779円
加算無しの食費負担月額(②×月平均日数)	16,731円	15,360円	15,560円

(※1)1食あたりの収入額①=利用者負担+食事提供体制加算(対象者分)+職員雇用代微収分
(※2)1食あたりの支出額②=食材料費+(食事提供に係る光熱水費+食事提供に係る人件費)もしくは委託費

日本知的障害者福祉協会 全国知的障害児・者施設・事業利用者実態調査(調査基準日:平成28年6月1日現在)より
全国の当協会会員事業所とならない児童発達支援センター及び日中活動事業所2,545か所に調査票を送付し、1,734か所から回答を得た(回収率68.1%)。食事提供体制加算を取得している事業所の平成28年4月から6月のデータより、「1食あたりの食事提供用」と「1食あたりの食事提供にかかる収入」を比較し、加算の減額への対応等について整理した。

【参考】就労継続支援B型の平均工賃(平成30年度) 16,118円

(参考資料2-1)

(2) 食事提供体制加算について

<厚生労働省 平成30年度障害者総合福祉推進事業食事提供体制加算等に関する実態調査報告より>

- 食事提供体制加算・食事提供者は、加算対象サービスを提供している事業所の(ほぼ)半数が算定している。また、加算対象サービスの利用者のうち、約4割が加算の対象者となっている。
- 障害福祉サービス等の通所事業所において、約7割の事業所が利用者に食事を提供している。食事を提供している事業所の半数以上が事業所内で調理を行っており、約2割が加算算定条件に該当する外部委託を行っている。

- 食事を提供する際、多くの事業所では、定期的な体重の測定・記録や、疾患・摂食・嚥下機能の状況把握などを実施しており、特に障害の程度の重い人が利用する生活介護等の事業所もも多い。
- 多くの事業所では、調整食の提供を行っている事業所では、多くの事業所で実施されている。また、これらの事業所では、調整食の提供を行っている事業所も多い。
- 多くの事業所が、栄養バランスや、食事の楽しさ、食事の楽しさ、食べやすさなどに配慮した食事を提供している。一方、食事に関して、利用者の体重増加や、早食い・丸呑み、偏食等で困っている事業所も少なくない。
- 事業所の利用者の食生活については、食事の栄養バランスなどについて、自分で考えたり、家族等に考えてもらう人が多いが、特に何もないという人も少くない。また、食事の準備などについて、困っていることのある人も少なくない。
- 事業所の利用者に関しては、ひと月の食費の平均額は約28,780円、そのうち約2,472円を事業所に食費として支払っている。



食事提供体制加算(30単位)が廃止されると、一ヶ月に20日通所した際の昼食に係る利用者負担は6,000円(=300円×20日)増加する。
よって、一ヶ月の食費の平均額は34,780円(=28,780円+6,000円)となり、そのうち、約8,472円(=約2,472円+6,000円)を昼食代として事業所に支払うことになる。

(参考)一ヶ月当たりの平均工賃額16,118円・障害基礎年金2級64,941円

(参考資料3-1) (3) 地域における移動手段と送迎の保障について

1. 加算単位の見直し

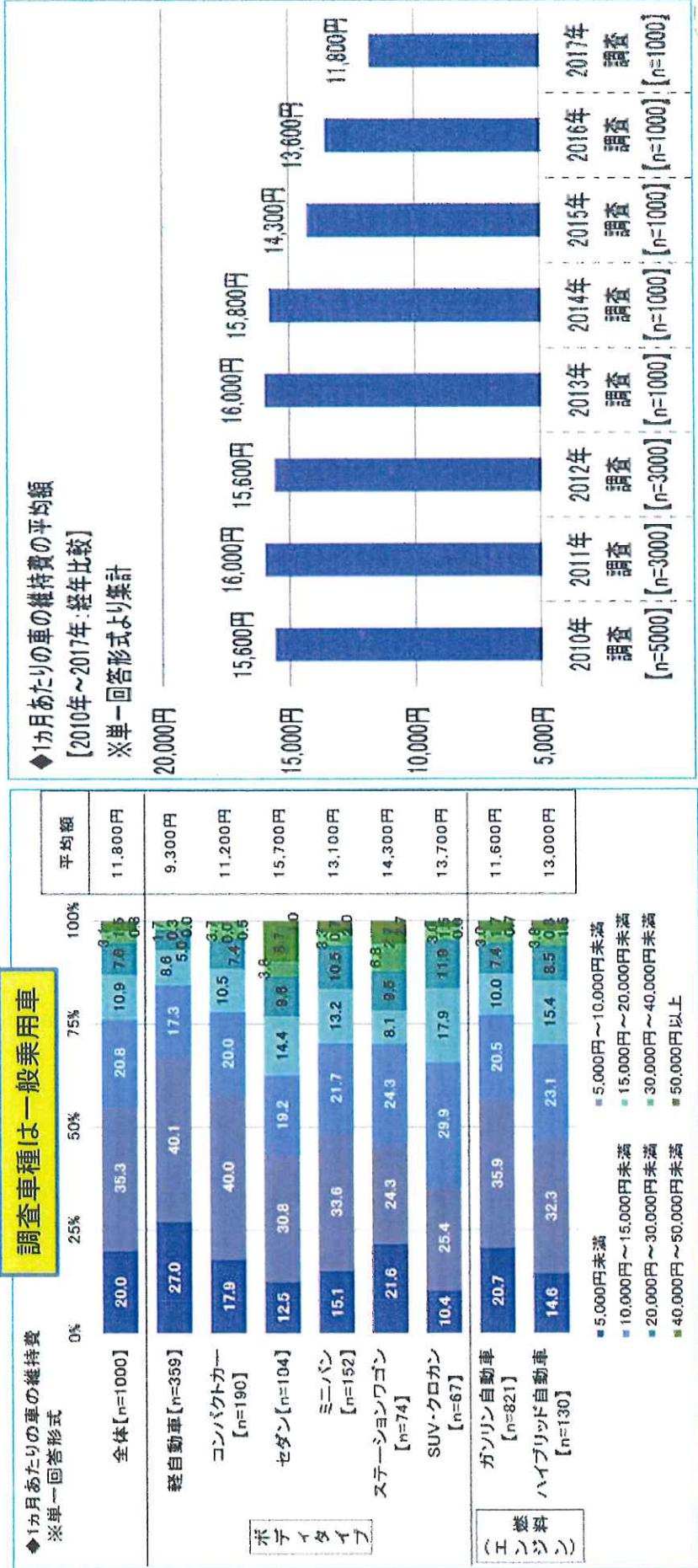
- 加算の基本部分について、自動車維持費の低下等を踏まえた適正化を図る。

	(現行)	(改定後)
送迎加算(Ⅰ)	27単位／回	21単位／回
送迎加算(Ⅱ)	13単位／回	10単位／回

※ 現行単位を設定した平成24年と比べて燃費(は)向上。自動車維持費も低下(15,600円→11,800円 : ▲24.4% (月額)
民間調査)。

ソニー損保、「2017年 全国カーライフ実態調査」

調査車種は一般乗用車

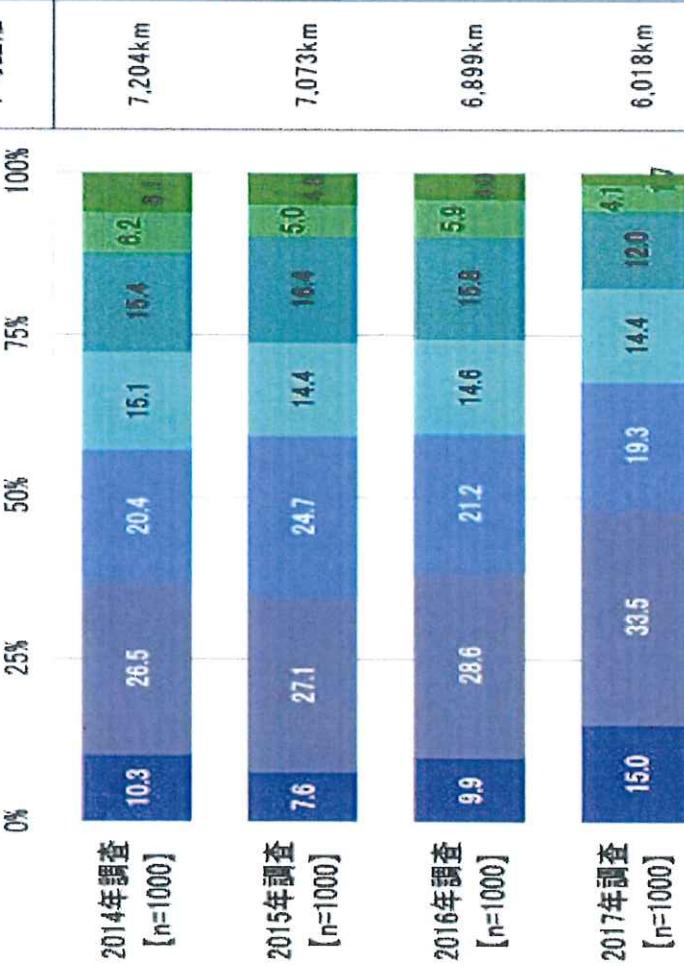


(参考資料3-2) (3) 地域における移動手段と送迎の保障について

ソニー損保、「2017年 全国カーライフ実態調査」

◆年間の走行距離
【2014年～2017年：経年比較】

※単一回答形式
[n=1000]



- 3,000km以下(あまり乗らない)
- 5,000km以下(近所の買物などがメイン)
- 7,000km以下(通勤・通学片道30分くらい)
- 9,000km以下(休日使用 時々旅行)
- 11,000km以下(通勤・通学片道1時間くらい)
- 16,000km以下(毎日長距離)
- それ以上

※括弧内は走行距離の目安として回答者に提示

(送迎にかかるサンプリング調査)

※ソニー損保の車両維持費調査項目
「保険料、ガソリン代・燃料代、駐車場代、
修理代等」で令和元年度実績で算出。

(A法人A事業所)

車種：日産セレナ8人乗りなど6台の平均

- ①保険料：5,059円
- ②燃料費等：20,089円
- ③修繕費：2,121円

・月当たりの維持費：27,238円

(A法人B事業所)

車種：日産キャラバン10人乗りなど5台の平均

- ①保険料：5,564円
- ②燃料費等：21,026円
- ③修繕費：3,947円

・月当たりの維持費：30,537円

(B法人C事業所)

車種：日産キャラバン10人乗りなど3台の平均

- ①年間車両費支出：758,247円
- ②送迎車両3台

①/②・月当たりの維持費：21,062円

(参考資料4-1) (4)障害者が地域で安心して暮らすための体制整備について

●計画相談支援事業所の経営状況について

令和元年障害福祉サービス等経営概況調査結果の概要

○ 調査項目 障害福祉サービス等の提供状況、従事者の状況、収支の状況

サービスの種類	平成29年度決算	平成30年度決算	増減	サービスの種類	平成29年度決算	平成30年度決算	増減
訪問系サービス							
居宅介護	5.7%	4.4%	▲1.3%	計画相談支援	1.1%	▲2.0%	▲3.1%
重度訪問介護	3.2%	3.2%	0.1%	地域移行支援 ※	▲1.4%	0.2%	1.6%
同行援護	3.9%	3.8%	▲0.1%	地域定着支援	▲0.2%	▲0.7%	▲0.5%
行動援護	0.5%	4.9%	4.5%	障害児相談支援	▲4.4%	▲1.9%	2.5%
日中活動系サービス							
短期入所	3.9%	2.2%	▲1.7%	福祉型障害児入所施設	2.9%	▲1.7%	▲4.6%
療養介護	3.3%	1.5%	▲1.8%	医療型障害児入所施設	▲0.2%	3.1%	3.3%
生活介護	7.3%	6.8%	▲0.4%	障害児通所サービス			
施設系・居住系サービス							
施設入所支援	3.4%	4.6%	1.2%	児童発達支援	2.0%	1.0%	▲0.9%
共同生活援助(介護サービス包括型)	6.4%	10.0%	3.6%	医療型児童発達支援 ※	▲1.8%	1.1%	2.9%
共同生活援助(外部サービス利用型)	2.2%	6.4%	4.1%	放課後等デイサービス	9.1%	11.0%	1.9%
訓練系・就労系サービス							
自立訓練(機能訓練) ※	▲1.9%	1.8%	3.7%	全サービス平均(参考)	3.9%	3.9%	0.0%
自立訓練(生活訓練)	1.1%	2.4%	1.3%				
就労移行支援	3.7%	1.7%	▲2.1%				
就労継続支援A型	5.6%	7.8%	2.2%				
就労継続支援B型	7.5%	4.8%	▲2.7%				

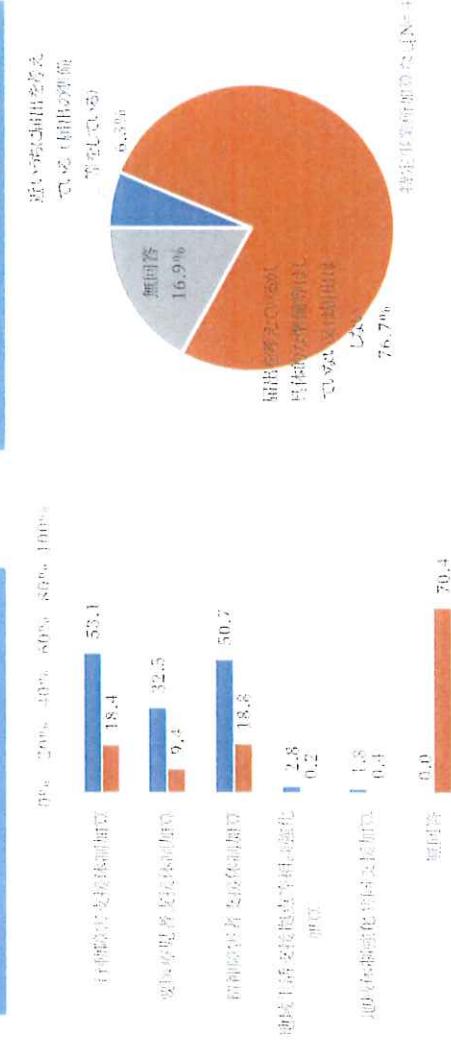
(参考資料4-2) (4)障害者が地域で安心して暮らすための体制整備について

●相談計画事業における加算の取得状況について

(2) 加算の状況

- 事業所の届出加算の取得状況については、特定事業所加算算定期事業所では他の加算も多く取得しており、未算定期事業所では取得していない事業所が約7割となっている。
- 特定事業所加算未算定期事業所の、今後の届出の見込は、「届出を考えているが、具体的な準備等はしていない又は届出はしない」が76.7%となって いる。特定事業所加算を取得しない理由は、「加算の要件を満たすことが難しいから」が79.3%と多くなっている。
- 算定期間のある加算としては、「初回加算」「サービス提供時モニタリング加算」「サービス担当者会議実施加算」が多くなっている。

届出加算の取得状況〔複数回答〕



■初回加算未算定期事業所=517 ■特定事業所=194

特定事業所加算を取得しない理由
〔複数回答〕



■初回加算未算定期事業所=517 ■特定事業所=194

各種加算の取得状況〔複数回答〕



(参考資料4－3) (4)障害者が地域で安心して暮らすための体制整備について

●指定特定相談支援事業所の特定事業所加算の取得状況

	事業所数	%
特定事業所加算Ⅱを取得している(もしくは年内に取得予定)	65	8.9
特定事業所加算Ⅲを取得している(もしくは年内に取得予定)	65	8.9
特定事業所加算Ⅳを取得している(もしくは年内に取得予定)	112	15.3
いずれの加算も取得できない	430	58.7
不明・無回答	60	8.2
計	732	100

日本知的障害者福祉協会 相談支援事業実態調査報告(調査基準日：令和元年4月1日)より【P97】

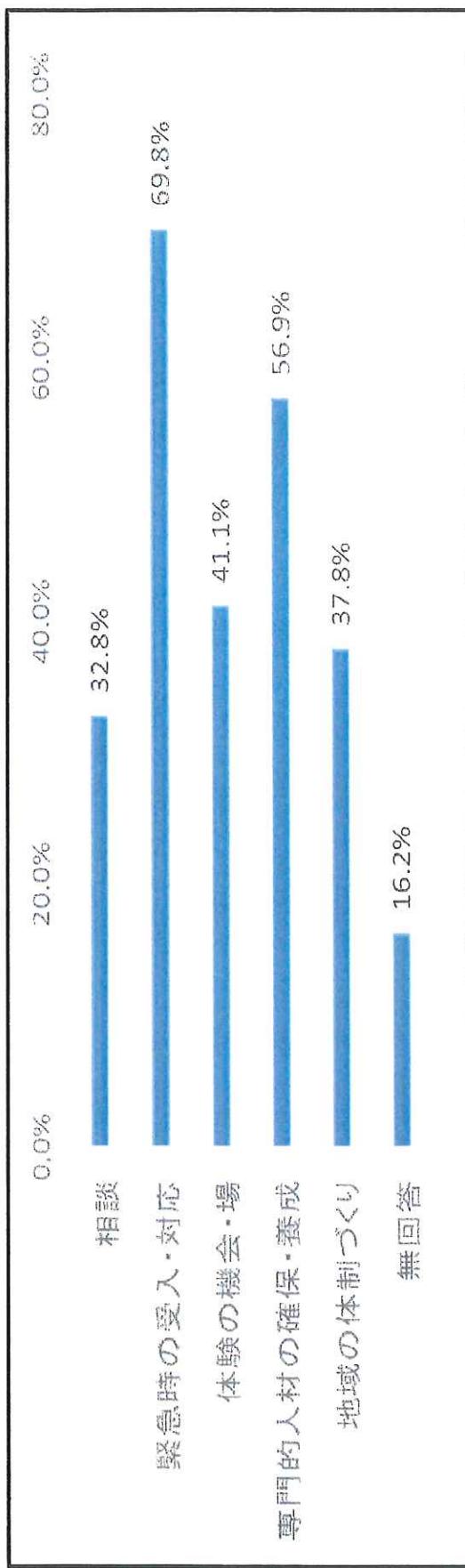
●相談支援事業所の職員者数(相談支援従事者以外の職員も含む)

相談支援従事者数	事業所数	%
1名	139	19.0
2名	176	24.0
3名	137	18.7
4名	107	14.6
5名以上	154	21.0
不明・無回答	19	2.6
計	732	100

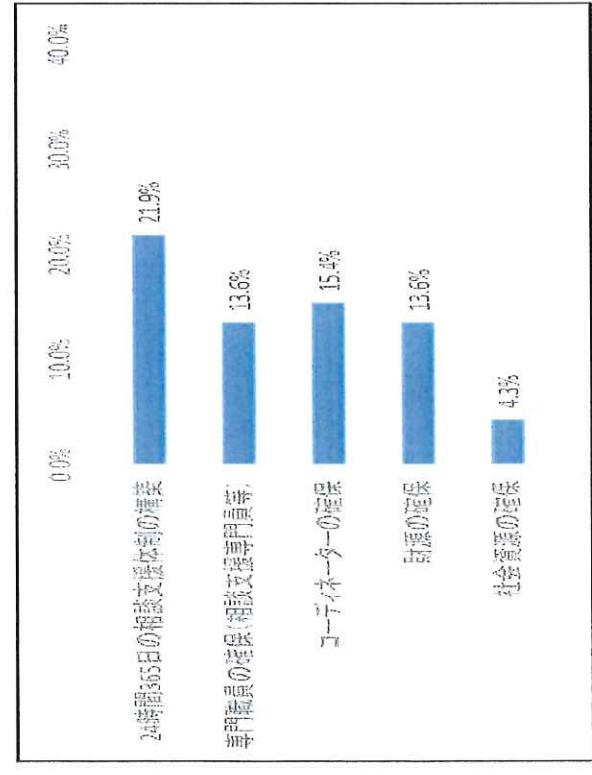
日本知的障害者福祉協会 相談支援事業実態調査報告(調査基準日：令和元年4月1日)より

(参考資料4-4) (4)障害者が地域で安心して暮らすための体制整備について

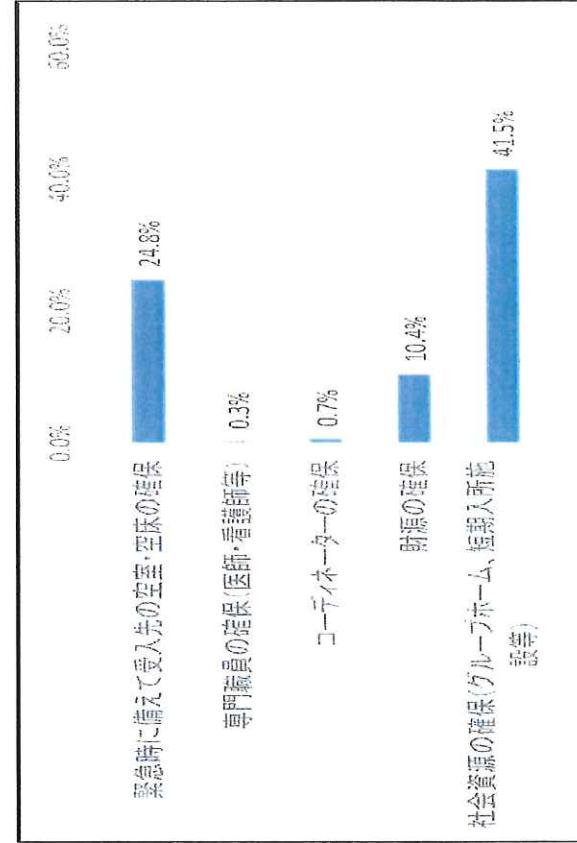
図表3-3-1 備えるのが特に困難な機能〔複数回答〕(N=1,184)



図表3-2 「相談」機能を備えるのが特に困難な理由(複数回答)(N=324)



図表3-3-3 「緊急時の受入・対応」機能を備えるのが特に困難な理由(複数回答)(N=769)



(参考資料5-1) (5) 障害児に対する専門的で多様な支援について

●障害児入所施設および児童発達支援センターにおける直接支援職員の比率

①障害児入所施設の定員に対する直接支援職員の比率

障害児入所施設の基準(4:3:1)以上の配置をしている事業所がほとんどであり、2.5:1以上の手厚い配置をしている事業所が5割を超えている。

	~1:1	~1.5:1	~2:1	~2.5:1	~3:1	~3.5:1	~4:1	~4.5:1	無回答	計
施設数	6	26	38	47	26	18	3	7	9	180
%	3.3	14.4	21.1	26.1	14.4	10	1.7	3.9	5	100

②児童発達支援センターの定員に対する直接支援職員の比率

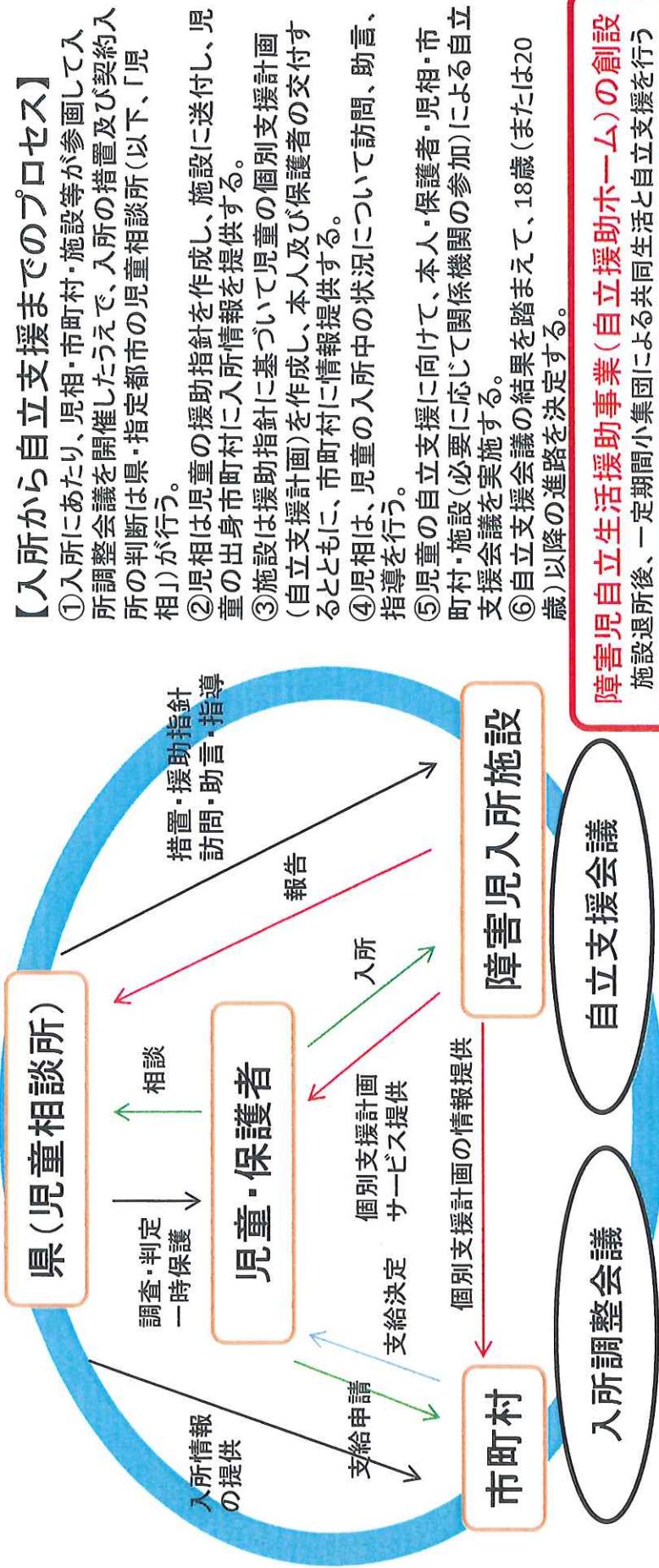
児童発達支援センターの基準(4:1)以上の配置をしている事業所がほとんどであり、3:1以上上の手厚い配置をしている事業所が6割を超えている。

	~1:1	~2:1	~3:1	~4:1	~5:1	~6:1	~7:1	~7.5:1	無回答	計
施設数	1	22	63	35	6	0	0	0	7	134
%	0.7	16.4	47.0	26.1	4.5	0	0	0	5.2	100

(参考資料5-2) (5) 障害児に対する専門的で多様な支援について

自立支援システムの構築

- ・児童福祉法改正により、20歳以上の入所期間延長規定が廃止されたため、制度の枠組み変更により支援の連続性が分断されないように、障害児施策から障害児施設策にスムーズにつなぐ仕組みが必要。18歳（又は20歳）以降、利用者が地域生活、一般就労、福祉的就労、障害者支援施設の利用等を行えるよう自立支援を行う。
- ・障害者施設とのスムーズな連携を図るために、相談支援責任の明確化や行政責任の強化、自立支援協議会の有効活用、特別支援学校と連携等の仕組みの構築が必要。
- ・入所判断は県（児童相談所）に残しつつ、退所後の自立支援を見据えて市町村が入所直後から関与するシステムを構築する。



自立支援会議の実施責任者は児相とし、児童本人・保護者・市町村・施設の出席は必須とし、必要に応じて特別支援学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、その他関係機関の協力を得て開催する。

(参考資料5ー3) (5) 障害児に対する専門的で多様な支援について

●ソーシャルワーカー配置について

4. 施設種別ごとの課題と方向性 (1) 福祉型障害児入所施設の課題と今後の方針性

4) 地域支援機能

○ソーシャルワーカーの配置

子どもと家族のニーズを把握・発見し、個別の課題（生活上の課題）の解決や障害児とその家族が望む生活の実現など個々の場面に応じて、様々な社会資源の間に立つて、必要な支援を有機的に結びつけるなどソーシャルワーカーの役割と機能は重要である。特に社会的養護においては、医療型障害児入所施設が被虐待児の家族をサポートする役割を担っている現状もある。被虐待児が家庭復帰する際、ソーシャルワーカーは、現存する社会資源の活用や改善までも含めた働きかけや、各専門職による多角的アプローチの総合調整など中心的役割を担つております。配置等の促進について検討すべきである。

(2) 医療型障害児入所施設の課題と今後の方針性

4) 地域支援機能

③ソーシャルワーカーの配置
子どもと家族のニーズを把握・発見し、個別の課題（生活上の課題）の解決や障害児とその家族が望む生活の実現など個々の場面に応じて、必要な社会資源の間に立つて、必要な支援を有機的に結びつけるなどソーシャルワーカーの役割と機能は重要である。特に社会的養護においては、医療型障害児入所施設が被虐待児の家族をサポートする役割を担つている現状もある。被虐待児が家庭復帰する際、ソーシャルワーカーは、現存する社会資源の活用や改善までも含めた働きかけや、各専門職による多角的アプローチの総合調整など中心的役割を担つております。配置等の促進について検討すべきである。

(参考資料5-4) (5) 障害児に対する専門的で多様な支援について

障害児入所施設における社会的養護が必要な児童

●令和元年度全国知的障害児入所施設実態報告書(日本知的障害者福祉協会)により

1. 障害児入所施設の入所理由(p92)

【家庭の状況等】

- ①保護者の養育力不足 49.8% ②虐待・養育放棄 33.0%

【本人の状況等】

- ①ADL・生活習慣の確立 37.8% ②行動上の課題改善 31.8%

2. 平成30年度の新規入所者に占める被虐待児の割合(p90, 93, 94)
新規入所者878名(措置507名・契約371名)のうち、

虐待による入所
351名

新規入所者に占める被虐待児の割合 40.0%。

*虐待の判断は、施設が児童票や家庭での生活実態から虐待と判断したケースも含む

3. 入所児童の家庭の状況(p99)

- ①両親世帯 43.0%
②母子世帯 35.7%
③父子世帯 11.8%
④祖父母・親戚が保護者世帯 3.9%
⑤きょうだいのみ世帯 0.6%

(参考資料5－5) (5) 障害児に対する専門的で多様な支援について

●障害児入所施設(旧知的障害児施設)における被虐待児童等の入所状況

本会調査によれば、全入所児童の入所理由のうち「虐待・養育放棄」が33.0%、「保護者の養育力不足」が49.3%で、保護者及び家庭に何らかの課題があるケースが82.8%。また、平成30年度中に入所した878名中351人(40.0%)が、虐待または虐待の疑いを理由とする入所となっている。

入所理由(重複計上)	令和元年6月1日現在の在籍児				在籍者比
	主たる要因 措置	契約 措置	付随する要因 契約	計	
親の離婚・死別	148	145	72	43	408
家庭の経済的理由	35	25	85	40	185
保護者の疾病・出産等	159	144	108	58	469
保護者の療育力不足	1,013	712	573	201	2,499
虐待・養育放棄	1,413	95	116	32	1,656
きょうだい等家族関係	50	131	88	118	387
住宅事情・地域でのトラブル	37	43	37	34	151
					3.0

日本知的障害者福祉協会 全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査（調査基準日：令和元年6月1日現在）より

(参考資料6－1) (6) 利用者が地域により良い障害福祉サービスを利用するためには

● 日中ににおける職員配置状況

・直接支援職員の状況

直接支援職員 有効回答 事業所数(A)	指定基準上 の配置義務 員数(B)	1施設あたり の配置義務 員数(C) (B)/(A)	常勤専従 配率 (C)/(B)	常勤専従の 従事者数(D)	常勤兼務 率 (C)/(B)	常勤兼務の換 算数(E)	非常勤 常勤換算後 の計(D) (D)/(B)	非常勤兼務の 換算数(F)	常勤換算後 の配置率 (D)/(D)
障害児入所施設	96	1,011	10.5	1,419	140%	177	151.2	164	87.7
児童発達支援センター	89	890	10.0	892	100%	117	54.3	454	232.0
日中活動事業所	1,048	8,955	8.5	7,442	83%	2,022	1546.6	5,035	2741.3
障害者支援施設	741	16,430	22.2	17,003	103%	3,407	2911.8	4,853	2728.9
									11729.9
									131%
									132%
									164%

日本知的障害者福祉協会 全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査（調査基準日：令和元年6月1日現在）より

(参考資料6-2) (6) 利用者が地域でより良い障害福祉サービスを利用するためには

ガイドライン（自己点検チェックのためのガイドライン案）の概要

ガイドライン案作成の背景

- 就労継続支援B型事業（以下、就労B型）、生活介護事業（以下、生活介護）の事業所数はともに1万法人に達しており、その両事業を利用する者の数は障害福祉サービス利用者の約6割を占めている。利用者の障害は多様化しており、利用者の多様なニーズに対する支援の提供が必要となる。就労B型、生活介護事業所においては、地域の状況と事業所の状況と相まって、事業所間や地域間での支援の質に差が生じる可能性があり、これらの現状を踏まえ、一定の支援の質の担保が望まれる状況となっている。

ガイドライン案作成の経緯

- アンケート、ヒアリング調査等の結果を踏まえ、研究検討委員会、ガイドライン作成WGを中心に議論
- 先行資料（放課後等デイサービスガイドライン）を参考に骨組み
- 「総則」「設置者・管理者向け」「従業者向け」の4本の柱で構成

ガイドライン案の趣旨

- 特別なものを求めるではなく、障害ある人たちを支援するうえでの基本的な姿勢や手柄、守るべきもの、役割などを示す
- 利用者の主体的な生活と自己実現、利用者の権利・利益の保障、地域への社会参加の実現など、共通の役割として明記
- 「自己点検チェックリスト案」「実践事例集」をあわせて作成。それぞれ対応、運動して活用できるものとする。

就労継続支援B型

基本的姿勢

利用者が生産活動を中心とした諸活動によって、働くことで必要な知識や技術の向上及び喜びやりがいの享受、社会の中で役割の創出と、利用者の自己実現のための主体的な生活を送るための場として、サービスを提供する

基本的役割

- さまざまな就労ニーズに対応するための支援
- 利用者の主体的な生活と自己実現を目指した支援
- 利用者の心身の健康の維持・増進のための支援
- 利用者の社会参加の機会の保障
- 利用者の権利と意思決定の保障

基本活動

- 「自立支援と日常生活の充実のための支援」「生産活動及び工賃の向上」
- 「利用者の特性や状態に応じた支援」「地域の状況やニーズに応じた支援」
- 「生産活動を通じた地域における経済活動のための支援」
- 「社会生活のための支援」

ガイドライン案の内容

生活介護

基本的姿勢

利用者の心身の健康の維持・増進のための日常生活の支援を保障しながら、提供する諸活動によって喜びやりがいを享受し、友人や支援者等との対人関係を構築し、地域社会とのつながりのなかで、利用者の自己実現のための主体的な生活を送るための場として、サービスを提供する

基本的役割

- 利用者の心身の健康の維持・増進のための支援
- 利用者の主張的な生活と自己実現を目指した支援
- 利用者の社会参加の機会の保障
- 利用者の権利と意思決定の保障

基本活動

- 「自立支援と日常生活の充実のための支援」「創作的活動」
- 「生産活動」「利用者の心身の状況に応じた支援」「社会参加・地域交流の機会の提供」
- 「障害の状態像に応じた支援」「社会生活のための支援」
- 「地域の状況やニーズに応じた支援」「社会生活のための支援」

(参考資料6-3) (6) 利用者が地域により良い障害福祉サービスを利用するためには

自己点検チェックリスト案 「生活介護事業所」

評価 (1~4を記入)	ガイドライン案対応項目	チャック項目			
		1. できっていない 2. あまりできていない 3. 概ねできている 4. できている	総則	設置者・管理者 向け	サービス 管理責任者 向け
18	18	4 (1)(2)(3)(4) 3 (2)(3)(4) 4 (2)(3) 3 (1)(2) 5 (5)	4 (1)(2)(3)(4) 3 (2)(3) 4 (2)(3) 3 (1)(2) 5 (5)	4 (1)(2)(3) 1 (1)(2)(3) 1 (2)(3) 1 (2)(3) 1 (2)(3) 1 (3)	4 (2) 2 (2) (2)(3) (2) (2) (2)
5	5	1 (1)(2)(3) 1 (2)(3) 1 (2)(3) 1 (2)(3) 1 (3)	1 (1)(2)(3) 1 (2)(3) 1 (2)(3) 1 (2)(3) 1 (3)	1 (1)(2) 2 (2) 2 (2) 2 (2)	2 (2) (2) (2) (2) (2)
15	15	4 (2) 4 (2) 2 (2) 3 (2) 2 (2)	4 (2) 4 (2) 2 (2) 3 (2) 2 (2)	4 (2) 4 (2) 2 (2) 3 (2) 2 (2)	2 (2) (2) (2) (2)

5. 身体拘束等の適正化について(平成30年度報酬改定検討課題より)

・今般、身体拘束等の記録を行っていない場合の減算を設けることとするが、「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修等に対する実施」についても努めるものとし、その上で、更なる見直しについて検討する。

(参考資料7－1) (7) 住まいの場における重度化・高齢化への対応について

●障害者支援施設における夜勤職員(22時～翌5時の時間帯に勤務)の配置状況

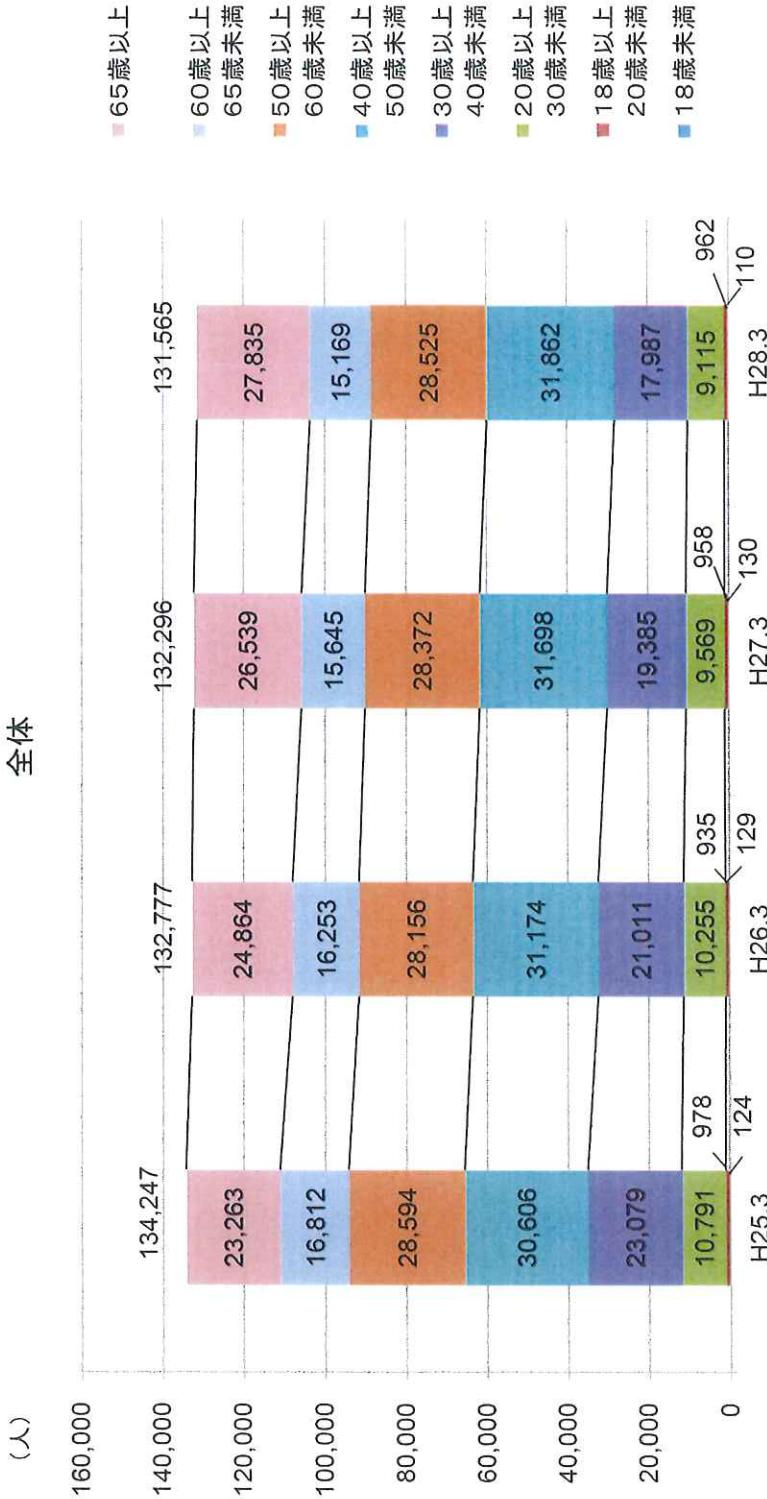
配置人數者数	事業所数	%
1名	16	5.1
2名	138	43.8
3名	82	26.0
4名	51	16.2
5名以上	23	7.3
不明・無回答	5	1.6
計	315	100

日本知的障害者福祉協会 障害者支援施設部会 障害者支援施設における夜間支援に関する実態調査
(調査基準日：平成27年10月1日現在)より

(参考資料7－2)(7) 住まいの場における重度化・高齢化への対応について

施設入所支援の利用者数の推移(年齢階級別)

- 年齢階級別の利用者数について、28年3月時点の利用者数を25年3月時点の利用者数と比較すると、
18歳未満については11.3%減少、18歳以上20歳未満については1.6%減少、20歳以上30歳未満については
15.5%減少、30歳以上40歳未満については22.1%減少、40歳以上50歳未満については4.1%増加、
50歳以上60歳未満については0.2%減少、60歳以上65歳未満については9.8%減少、65歳以上については
19.7%増加している。



(出典:国保連データ)

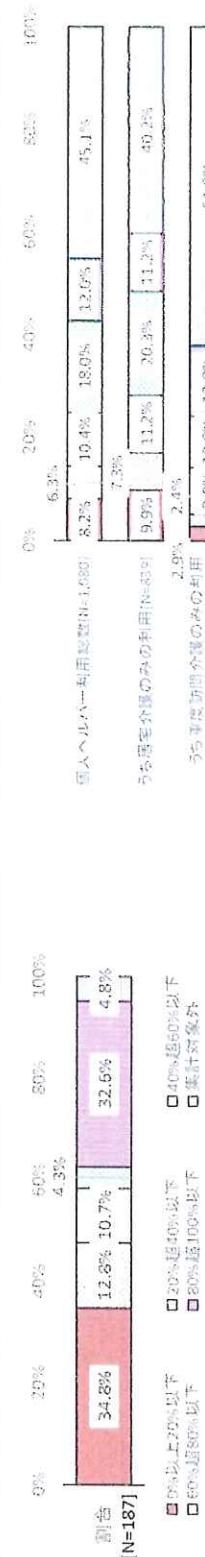
(参考資料7-3)(7) 住まいの場における重度化・高齢化への対応について

●グループホームにおける個別のホームヘルプ利用にかかる経過措置について

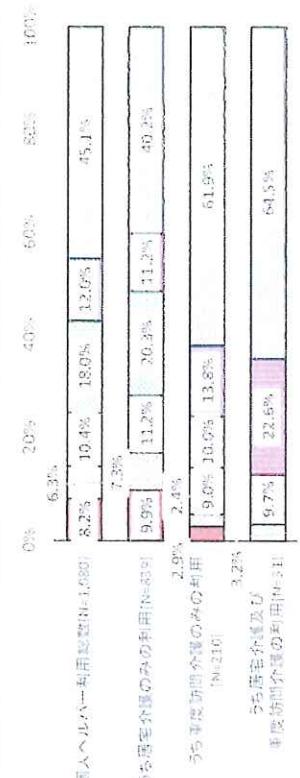
(1) 個人ヘルパー利用者の概要

- 事業所ごとの全利用者に占める個人ヘルパー利用割合は、「0%以上20%以下」が34.8%、「80%以上100%以下」が32.6%となつており、緩やかな二極化の傾向が見られた。
- 個人ヘルパー利用者1人当たりの個人ヘルパー利用日数(平成30年9月の1か月間)の階級別の構成比は、「個人ヘルパー利用者の総数でみた場合、「26～30日」の割合が最も多く、「個人ヘルパー利用総数」で45.1%、「うち居宅のみの利用」で40.2%、「うち重度訪問介護のみの利用」で61.9%、「うち居宅介護及び重度訪問介護の利用」で64.5%となつていた。
- 利用する居宅介護等事業者数別にみた場合、いずれの利用事業者数においても、「同一法人の居宅介護等事業者を利用する者」が最多となつており、利用事業者数が少ない利用者ほど、「同一法人の居宅介護等事業者を利用する者」の構成比が高い傾向が見られた。

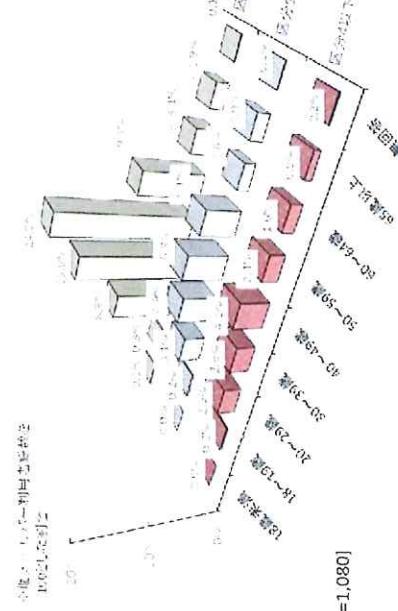
全利用者に占める個人ヘルパー利用割合



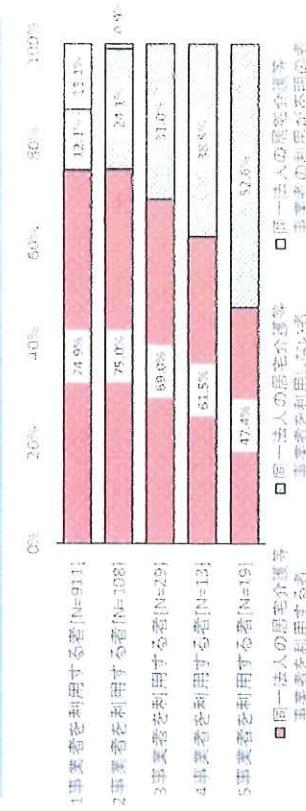
利用者1人当たりの個人ヘルパー利用日数



年齢階級別・障害支障区分別の個人ヘルパー利用者数



同一法人の居宅介護等事業者を利用する者の構成比

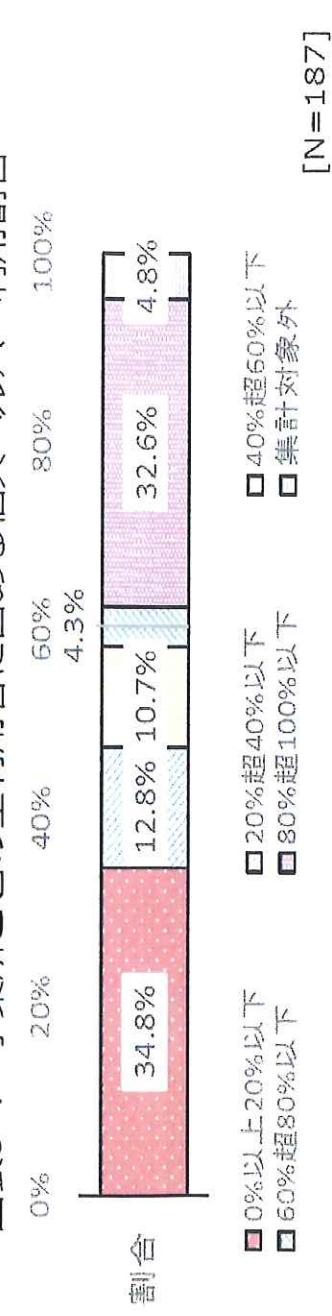


(参考資料7-4) (7)住まいの場における重度化・高齢化への対応について

④事業所ごとの全利用者に占める個人ヘルパー利用割合

事業所ごとの全利用者に占める個人ヘルパー利用割合は、「0%以上20%以下」が34.8%、「80%以上100%以下」が32.6%となつており、緩やかな二極化の傾向が見られた。

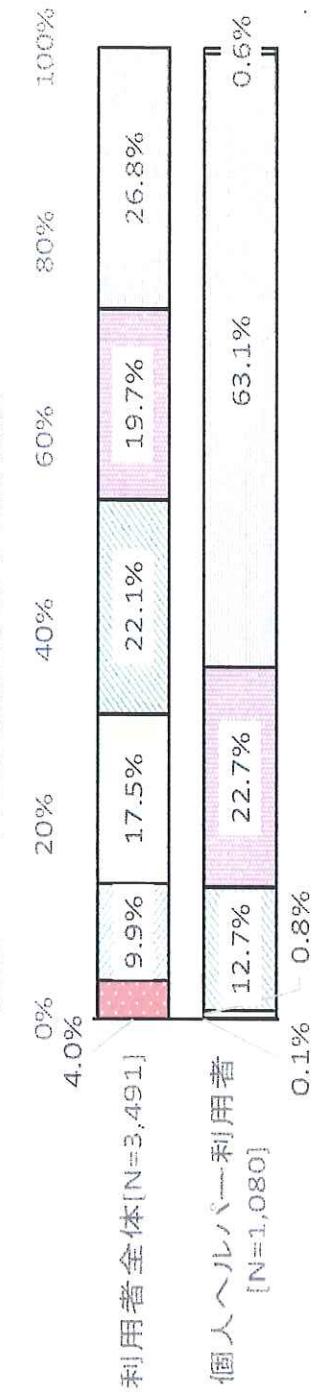
図表5-4 事業所ごとの全利用者に占める個人ヘルパー利用割合



⑦障害支援区分別の利用者数

障害支援区分別の利用者数について、個人ヘルパー利用者の構成割合を見ると、「区分6」が63.1%で最も多く、「区分5」が22.7%、「区分4」が12.7%となつていた。

図表5-6 障害支援区分別の利用者数



■区分1以下 □区分2 □区分3 □区分4 □区分5 □区分6 □無回答

(参考資料8－1)

(8)障害者が働くための支援について

●就労継続支援B型事業における人員配置について

実配置人数(常勤換算) — 指定基準上必要な配置人数	事業所数	%
0名	4	5.8
～0.5名未満	6	8.7
0.5名～1名未満	10	14.5
1名～1.5名未満	14	20.3
1.5名～2名未満	4	5.8
2名～2.5名未満	10	14.5
2.5名～3名未満	5	7.2
3名～3.5名未満	6	8.7
3.5名～4名未満	5	7.2
4名～4.5名未満	2	2.9
4.5～5名未満	1	1.4
5名～	2	2.9
計	69	100

- 指定基準上必要な配置人数計……279名
- 実配置人数(常勤換算)計……………410名
- 現在員数計……………1,940名
- 平均職員配置 4.7：1

日本知的障害者福祉協会生産活動・就労支援部会 就労継続支援B事業(高齢者・重度者)に関するアンケート(基準日：令和2年1月1日現在)より

『就労継続支援B型実態調査(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定影響調査)』

調査基準日：平成30年6月1日現在 / 調査対象：会員事業所 766事業所

- 実配置人数計……………4,154名
- 平均職員配置 4.4：1

(参考資料8-2) (8)障害者が働くための支援について

●就労継続支援B型事業の経営状況について

(参考資料8-2) (8)障害者が働くための支援について

令和元年障害福祉サービス等経営概況調査結果の概要

○ 調査項目 障害福祉サービス等の提供状況、従事者の状況、収支の状況

サービスの種類	平成29年度決算	平成30年度決算	増減	サービスの種類	平成29年度決算	平成30年度決算	増減
訪問系サービス							
居宅介護	5.7%	4.4%	▲1.3%	計画相談支援	1.1%	▲2.0%	▲3.1%
重度訪問介護	3.2%	3.2%	0.1%	地域移行支援	▲1.4%	0.2%	1.6%
同行援護	3.9%	3.8%	▲0.1%	地域定着支援	▲0.2%	▲0.7%	▲0.5%
行動援護	0.5%	4.9%	4.5%	障害児相談支援	▲4.4%	▲1.9%	2.5%
日中活動系サービス							
短期入所	3.9%	2.2%	▲1.7%	福祉型障害児入所施設	2.9%	▲1.7%	▲4.6%
療養介護	3.3%	1.5%	▲1.8%	医療型障害児入所施設	▲0.2%	3.1%	3.3%
生活介護	7.3%	6.8%	▲0.4%	障害児通所サービス			
施設系・居住系サービス							
施設入所支援	3.4%	4.6%	1.2%	児童発達支援	2.0%	1.0%	▲0.9%
共同生活援助(介護サービス包括型)	6.4%	10.0%	3.6%	医療型児童発達支援	▲1.8%	1.1%	2.9%
共同生活援助(外部サービス利用型)	2.2%	6.4%	4.1%	放課後等デイサービス	9.1%	11.0%	1.9%
訓練系・就労系サービス							
自立訓練(機能訓練)※	▲1.9%	1.8%	3.7%	全サービス平均(参考)			
自立訓練(生活訓練)	1.1%	2.4%	1.3%	全体	3.9%	3.9%	0.0%
就労移行支援	3.7%	1.7%	▲2.1%				
就労継続支援B型	5.6%	7.8%	2.2%				
就労継続支援B型	7.5%	4.8%	▲2.7%				

日本知的障害者福祉協会が考える今後目指すべき方向性について(案)

障害のある人たちが、障害の状態に関わらず、それぞれの地域の中で、安心できる、一人ひとりの想いが実現できる仕組みづくりのため、**本報酬改定の要望に加え、次期報酬改定に向け、中期的な視野に立った横断的かつ包摵的な議論を進めたい**くよう提案いたします。

住まいの支援

- より個々の希望やニーズ、特性に合った日中活動事業所の利用促進による社会参加と選択肢の拡大
【障害者支援施設】
 -))他日中系事業所の利用機会を拡大する仕組みづくり
- どんなに重い障害があつても何歳になつても、安心して住まい続けることのできるホームの専門性の向上【グループホーム】
 -))職種を生活支援員に統一し、専門性の向上を図るとともに、各事業所に実態に即した柔軟な職員配置を可能とする仕組みづくり
 -))より専門的に健康面の支援提供する仕組みづくり
- 個別性・QOL向上に向けた小規模ユニット化の促進
【障害者支援施設】
 -))設備基準および人員体制の評価に関する検討
- 育ちの時期に重要な家族支援の充実
【児童発達支援】
 -))地域小規模障害児入所施設(仮称)の創設
- 児童期から成人期への円滑な移行の推進
【障害児入所施設】
 -))自立支援システムの確立と自立援助ホーム(仮称)の創設

社会参加・社会生活の支援

- どんなに重い障害があつても、当たり前の日常生活を送ることができる体制の整備
【生活介護】
 -))特殊浴槽による入浴支援等の評価
 -))訪問による、事業所と家庭支援環境のシンクロ化した個別支援の仕組みづくり
 -))特別な食事形態提供支援体制の充実
- 社会参加を促進する居宅介護、移動支援等のあり方の検討
【居宅介護・移動支援等】
 -))社会参加を促進する居宅介護、移動支援等のあり方の検討
- 働くこと自体が評価され、働くことが生きがいとなる仕組みづくり
【就労継続支援B型】
 -))工賃のみでない多角的視点による報酬のあり方の検討
- 労働者としての立場と、必要な福祉サービスを利用する者としての立場が両立する仕組みづくり
【就労継続支援A型】
 -))時間のみでない多角的視点による報酬のあり方の検討

働くことへの支援

- 地域の強みを活かした、ネットワークによる支援の促進
【基幹相談センター・地域生活支援拠点・計画相談】
 -))複数事業所のネットワークによる支援の推進
 -))基本相談やネットワークづくりに、より力を入れることができる相談支援の仕組みづくり
- 子どもの支援
【児童発達支援】
 -))事業所内相談支援の充実
 -))グループカウンセリングやペアレントトレーニングの充実



厚生労働省

Ministry of Health
Labour and Welfare

【資料2】

社会保障審議会障害者部会
第100回 (R2. 8. 28)

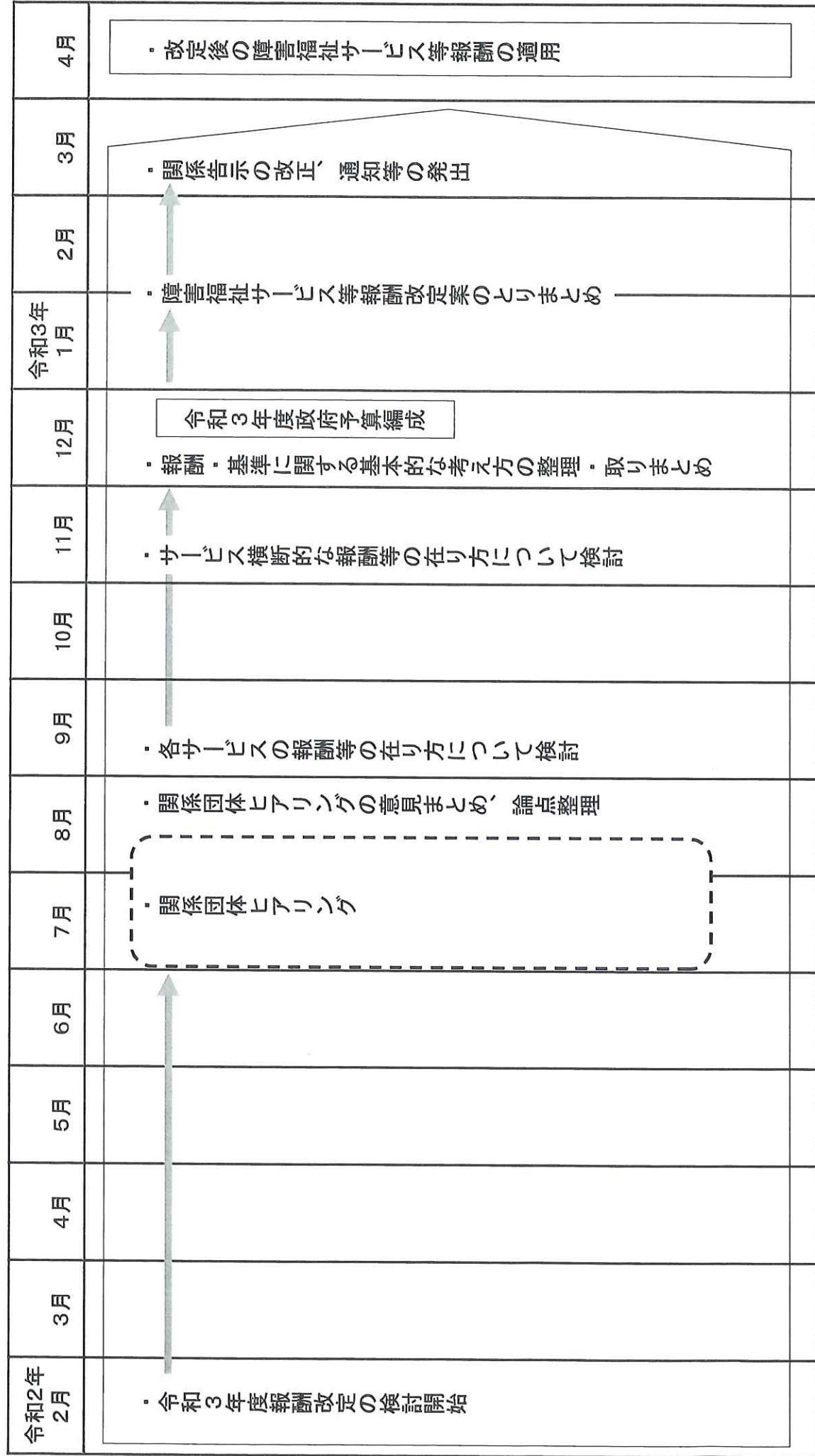
資料 1

障害福祉サービス等報酬改定検討 チームの議論の状況について

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討の進め方

- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討については、以下のスケジュールで進めていくこととしている。



※ 議論の状況については、都度、障害者部会に報告する。

障害福祉サービス等報酬改定に向けた関係団体ヒアリングの実施について

第7回「障害福祉サービス等報酬改定に向けた関係団体ヒアリング」(R2.6.19) 資料5(内容了承後)

- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた関係団体ヒアリングについて、以下の内容で実施する。

1. 対象団体 ヒアリングを行う団体は、次ページのとおりとする。

2. 実施予定日（以下の日程で調整）

- 第1回 6月下旬～7月上旬
- 第2回 7月上旬～中旬
- 第3回 7月中旬～下旬
- 第4回 7月中旬～8月上旬
- 第5回 7月下旬～8月上旬

3. ヒアリング要領

- (1) 1団体あたり質疑応答を含め15分程度で意見等を述べることとする。(1回当たり8～10団体程度を予定)

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、対面による方式のほか、オンライン会議による方式及び書面提出による方式などにより実施することも可能とする。

- (2) 意見等については、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するものとし、以下の視点についても盛り込むこととする。

- ・視点1 より質の高いサービスを提供していくまでの課題及び対処方策・評価方法
- ・視点2 地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、サービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策
- ・視点3 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の施行時から3倍以上に増加し、毎年10%弱の伸びを示している中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策
- ・視点4 新型コロナウイルス感染症による影響

- (3) 資料については、本体資料に加え、当該資料の概要を作成し、電子媒体にて事前に事務局へ提出する。

- (4) 当日の出席者は最大2名(介助者等を除く)とする。

ヒアリング団体一覧

- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた関係団体ヒアリングは、以下の団体を対象とする。
※ 前回(2019年度)の報酬改定の検討にあたり意見聴取を行った団体と同じ。

- 一般財団法人全日本ろうあ連盟
- 一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会
- 一般社団法人全国児童発達支援協議会
- 一般社団法人全国重症児デイサービス・ネットワーク
- 一般社団法人全国重症心身障害日中活動支援協議会
- 一般社団法人日本ALS協会
- 一般社団法人日本筋ジストロフィー協会
- 一般社団法人日本自閉症協会
- 一般社団法人日本精神保健福祉事業連合
- 一般社団法人日本難病・疾患団体協議会
- 一般社団法人日本発達障害ネットワーク
- 一般社団法人全国地域で暮らそうネットワーク
きょうざん
- 公益財団法人日本知的障害者福祉協会
- 公益社団法人全国精神保健福祉社会連合会
- 公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
- 公益社団法人日本精神神経科診療所協会
- 公益社団法人日本医師会
- 公益社団法人日本看護協会
- 公益社団法人日本重症心身障害福祉協会
- 公益社団法人日本精神科病院協会
- 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会
- 社会福祉法人全国盲ろう者協会
- 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
- 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合会
- 障害者自立支援法違憲訴訟団
- 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
- 全国医療的ケア児者支援協議会
- 全国肢体不自由児施設運営協議会
- 全国社会就労センター協議会
- 全国就労移行支援事業所連絡協議会
- 全国自立生活センター協議会
- 全国身体障害者施設協議会
- 全国精神障害者社会福祉事業者ネットワーク
- 全国手をつなぐ育成会連合会
- 特定非営利活動法人DPI日本会議
- 特定非営利活動法人就労継続支援A型事業所全国協議会
- 特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク
- 特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会
- 特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク
- 特定非営利活動法人難病のこども支援全国ネットワーク
- 特定非営利活動法人日本失語症協議会
- 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
- 特定非営利活動法人日本高次脳機能障害友の会
- 独立行政法人国立病院機構
- 日本肢体不自由児療護施設連絡協議会

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定 に向けた主な論点（案）

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた主な論点（案）

はじめに

- 障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行から14年が経過し、現在、障害福祉サービス等の利用者は約120万人、国の予算額は約1.6兆円（事業費ベースで約3.2兆円）となり、法施行当初と比較するとそれぞれ約3倍に達しているなど、障害児者への支援は年々拡充している。
また、本年5月には、令和3年度からの第6期障害福祉計画及び第2期障害児見支援計画を作成するための基本方針が示されたところである。
 - そのような中で、今回の令和3年度障害福祉サービス等報酬改定においては、平成30年度に創設されたサービスの整備状況を踏まえつつ、障害者の重度化・高齢化、医療的ケア児や精神障害者の増加などに伴う障害児者のニーズに対応するため、エビデンスに基づく報酬改定を行う必要がある。
 - また、現役世代が減少し、福祉人材の確保が困難な状況である一方、利用者数・事業所数が大幅に増加しているサービスもあることから、サービス提供を行う施設・事業所の状況等を踏まえた上で、制度の持続可能性を確保する観点からも適切な報酬を設定することが必要である。
 - 以上のような状況等を踏まえ、令和3年度報酬改定における検討を行う際の主な論点について、関係団体ヒアリングにおける意見も参考としつつ、以下のとおり整理し、今後検討を進めていくこととしてはどうか。
- ＜主な論点（案）＞
1. 障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害児者の地域移行・地域生活の支援等
 2. 効果的な就労支援や障害児者のきめ細やかなニーズを踏まえた対応
 3. 医療的ケア児への支援などの障害児見支援の推進
 4. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
 5. 災害や感染症の発生時も含めた支援の継続を見据えた対応
 6. 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し
- ※ 上記の論点は現時点のものであり、今後議論を進めしていく中で変更することがあり得る。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた主な論点（案）

1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行・地域生活の支援等

- 地域における生活の場である共同生活援助について、平成30年度に創設した日中サービス支援型の整備状況等も踏まえつつ、障害者の重度化・高齢化に対応していくための方策を検討する必要があるのではないか。
- 障害者の重度化・高齢化等を踏まえ、地域生活を支えていくために整備が進められている地域生活支援拠点等について、その機能の充実を図るための方策を検討する必要があるのではないか。
- 障害者が地域で安心して一人暮らしを継続できるように支援するためには平成30年度に創設した自立生活援助の整備を促進するための方策を検討する必要があるのではないか。

【想定される検討事項】

- ・ 共同生活援助における重度化・高齢化に対応していくための方策
- ・ 地域生活支援拠点等における機能の充実を図るための方策
- ・ 自立生活援助の整備を促進するための方策

2 効果的な就労支援や障害児者のきめ細やかなニーズを踏まえた対応

- 就労移行支援及び就労継続支援について、工賃等の向上や一般就労への移行の評価との関係も含めて、効果的な支援を評価するための方策を検討する必要があるのではないか。
- 平成30年度に創設された就労定着支援の整備を促進するための方策を検討する必要があるのではないか。
- 在宅生活の継続や家族等のレスパイト等の観点から、利用者のニーズに応じた短期入所を確保するための方策や緊急時の受入促進につながる方策を検討する必要があるのではないか。

【想定される検討事項】

- ・ 就労移行支援及び就労継続支援における効果的な支援を評価するための方策
- ・ 就労定着支援の整備を促進するための方策
- ・ 利用者のニーズに応じた短期入所を確保するための方策や緊急時の受入促進につながる方策

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた主要な論点（案）

3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

- 医療的ケア児への支援について、客観的な指標に基づく評価方法を検討する必要があるのではないか。
- 障害児通所支援（児童発達支援及び放課後等デイサービス）について、サービス内容や質に応じた評価方法を検討する必要があるのではないか。
- 障害児入所施設の在り方に関する検討会における本年2月の最終報告を踏まえた見直しについて検討する必要があるのではないか。

【想定される検討事項】

- ・ 医療的ケアに関する判定スコアによる評価方法
- ・ 障害児通所支援のサービス内容や質に応じた評価方法
- ・ 障害児入所施設の在り方に関する検討会の報告を踏まえた見直し

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すために、障害福祉サービス等報酬や人員・運営基準等において取り得る方策を検討する必要があるのではないか。

【想定される検討事項】

- ・ 地域における居住支援の充実を図るための方策
- ・ 精神障害者の地域生活への移行や地域生活を送るための支援方策

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた主要な論点（案）

5 災害や感染症の発生時も含めた支援の継続を見据えた対応

- 災害や感染症の発生時においても、障害福祉サービス等が安定的・継続的に提供されるように、専門家との連携による日頃からの体制整備等について検討する必要があるのではないか。
- 今般の新型コロナウイルス感染症に係るオンライン等を活用した在宅での支援の取扱い等を踏まえて、サービス支援の評価のあり方等について検討する必要があるのではないか。

【想定される検討事項】

- ・ 専門家との連携による日頃からの体制整備等
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係るオンライン等を活用した在宅での支援の取扱い等を踏まえたサービス支援の評価のあり方

6 制度の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

- 障害福祉サービス等において利用者数・事業所数が大幅に増加しているサービスも見られるなど、その状況が変化する中で、制度の持続可能性を確保しつつ適切なサービス提供ができるよう、サービス提供を行う施設・事業所の実態等を踏まえた上で、報酬や人員・運営基準等の見直しについて検討する必要があるのではないか。

- 現役世代が減少していく中、人材確保が困難な状況を踏まえ、障害福祉サービス等の現場における業務効率化を図るために、ICTの活用等を推進していくために、現場における実現可能性も考慮しつつ、報酬や人員・運営基準等の見直しについて検討する必要があるのではないか。

【想定される検討事項】

- ・ サービスの内容や質に応じた評価を行うための報酬体系等の見直し（一部再掲）
- ・ 障害福祉サービス等の現場の業務効率化を図るためにICTの活用等の推進方策
- ・ 経過措置の取扱いに関する検討

【資料5】

令和2年7月15日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課長 源河真規子様

障害福祉サービスおよび 令和3年度障害福祉サービス等報酬等改定に向けた要望

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
会長 井上



日頃より知的障害者福祉施策にご尽力を賜り感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルスへの対応に関して人員基準等の柔軟な取り扱いや、総合的な対策を講じていただき重ねて感謝申し上げます。本会会員施設においても集団感染が発生しました。未だ新型コロナウイルスの終息が見えない状況が続いているので、今後とも特段のご配慮をお願いいたします。

さて、これまでの報酬改定におきまして特段のご配慮を頂いてきたところですが、障害福祉分野においては「地域共生社会の実現」が共通の理念となり、障害のある方の望む暮らしの実現に向けた施策が求められる時代を迎えています。一方で、本協会の調査によると障害者支援施設において4人部屋以上の部屋で暮らす人が6千人を超える実態があります。

居住系サービスにおいては、障害者支援施設の個室化やユニット化、重度・高齢の利用者が生活するグループホームの整備等を推進するとともに、支援体制の強化が必要です。日中の活動においては、通所系・入所系サービスにかかわらず地域社会とのかかわりを重視した活動への取組みを評価していかなければなりません。

さらに、障害のある方が必要な支援を受けながら地域で生活するための基盤である地域生活支援拠点や基幹相談センターの整備の推進が不可欠となります。

なお、支援者による障害者虐待事案や津久井やまゆり園における重大事件の発生など多くの看過できない実態があることから、より良い利用者支援に向けて職員の専門性の向上と処遇の改善を図らなければなりません。

知的障害のある方の権利擁護や本人の望む暮らしの実現には、障害のある方が自ら体験し、具体的なサービスにつなげる意思決定支援の仕組みが必要です。この度の報酬改定が利用者本人の思いが実現する改定となることを望みます。

つきましては、次期報酬改定に向けて改めて以下を要望いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

1. 令和3年度 障害福祉サービス等報酬等改定に向けた要望

(1) 障害福祉サービスを担う人材の確保・定着と質の向上等について

今般の新型コロナウイルスへの対応に際しては、障害福祉サービス事業所の職員は感染リスクに直面しながらも利用者の生命を守る使命のもと感染予防策を講じて日々支援にあたっています。については、職員がどのような状況下においても離職することなく安心して業務に当たれるよう報酬上の評価をお願いいたします。また、質の高いサービスを持続的に提供するには、人材の確保・定着が急務であることから、以下について要望いたします。

- ① 福祉業界の給与水準と全産業平均給与水準の格差の是正をお願いいたします。
- ② 現行の処遇改善加算及び特定処遇改善加算の対象に相談支援専門員を加えるなど対象者の範囲の拡大をお願いいたします。
- ③ 福祉専門職員配置等加算(I)(II)と(III)の併給を可能とするようお願いいたします。

(2) 食事提供体制加算について

食事提供体制加算の廃止により利用者の経済的負担が増えると、特に障害基礎年金のみで生活する低所得者の経済的負担が大きくなり、バランスの取れた食事を摂る機会を失うだけでなくサービスの利用抑制にも繋がりかねないため、当該加算は継続していくだくようお願いします。

なお、児童期は成人期以上に偏食等への対応や摂食・嚥下障害への対応、家族支援、栄養相談等が必要であり、当該加算を「食育等支援加算（仮称）」とし継続するようお願いいたします。

(3) 送迎について

移動手段の確保は障害のある方には不可欠です。障害により自力で通所できない利用者にとって送迎は移動の保障として必要であり、新型コロナウイルスの感染防止の面からも公共交通機関を利用しない送迎は重要であることから、以下について要望いたします。

- ① 各事業における送迎については、燃費性能の向上等による車両維持費の減少等を理由に平成30年度より単位数が減らされました、根拠とされたデータは自家用車の調査結果であり、事業所での送迎に利用している車両維持費のコストとは異なるものです。については、事業所における車両維持費のコストを調査した上で、送迎加算I・IIの報酬単価の見直しをお願いします。
- ② 地域間格差を是正するため、公共交通機関が少なく送迎に多くの時間を要する地域については特別地域加算（居宅介護における中山間地域等に居住する利用者に対してサービスを提供する場合の加算）に相当する報酬上の評価をお願いします。
- ③ 通所の生活介護事業所では、運転手の他に職員が同乗して支援を行っている実態があるため、運転手以外の職員が同乗して送迎支援を行っている場合の報酬上の評価をお願いします。
- ④ 平成30年度報酬改定の検討課題において、就労継続支援A型・放課後等デイサービスの送迎加算の見直しがあげられていましたが、特別支援学校の送迎状況や、事業所が公共交通機関利用可能な場所にあるのか等を勘案したうえでご検討いただくとと

もに、就労継続支援 A 型や放課後等デイサービスの利用者が送迎を必要とする場合には、サービス等利用計画に必要性を明記したうえで、送迎加算の対象とするようお願いします。

- ⑤ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、送迎車 1 台当たりの定員を通常より減らして送迎している事業所があり、送迎回数が増えるなど通常の送迎よりコストがかかっていることから、報酬上の評価をお願いします。
- ⑥ 送迎に代わるものとして、通勤・通学のための公共交通機関の利用等のトレーニングを評価する仕組みの検討をお願いします。

(4) 障害児に対する専門的で多様な支援について

- ① 障害児入所施設の職員配置基準を、児童養護施設の配置基準の引き上げに合わせて 4 : 1 以上とするとともに、地域小規模障害児入所施設については、人員配置基準をさらに手厚くする必要があります。また、児童発達支援センターの職員配置基準についても実態に合わせて 3 : 1 以上とし、それに見合った報酬単価とする必要があります。子どもに対しては手厚い支援が必要であるため、基準以上に人員を配置している障害児入所施設や児童発達支援センターに対しては、職員の加配に応じた報酬上の評価をお願いします。
- ② 20 歳以上の年齢超過利用者（いわゆる「過齢児」）については、2021 年 3 月 31 日まで障害児入所施設を利用できる経過措置を延長せず、成人期にふさわしい暮らしの場を用意する必要があります。そのため、児童福祉サービスから成人サービスへの移行に係る「自立支援システム」を構築し、過齢児の移行先となる障害者支援施設やグループホームの充実や自立援助ホームの創設等にかかる報酬上の評価をお願いします。
- ③ 被虐待児等の家庭への対応等を行う「ソーシャルワーカー」等を配置するための報酬上の評価が必要です。また、「被虐待児受入加算」は入所後 1 年間しか適用されませんが、1 年間で被虐待等の課題を解決することは極めて困難であるため、被虐待児の入所中は期間を限定せずに適用していただくようお願いします。
- ④ 育ちの時期には家族支援が重要であり、事業所内相談支援の報酬の評価をより手厚くすべきと考えます。また、個別相談だけでなく、集団でのグループカウンセリングやペアレントトレーニングへの報酬上の評価をお願いします。

(5) 重度障害者支援の質の向上について

- ① 常時介護を要する重度障害者の日中活動を支える生活介護事業の質が低下するところがないよう、現行報酬水準を維持するとともに、重度化・高齢化や利用者の多様なニーズに対応するため、現行の人員配置体制加算を上回る職員配置をした場合の報酬上の評価をお願いします。
- ② 入浴は、食事・排泄・睡眠に次ぐ大切な欲求であり、居住の場で入浴ができない重度障害者には、日中サービスでの入浴の提供が必要となります。入浴サービスを提供している事業所は通所型生活介護事業所全体の 30% を占め、その内 32.3% が機械浴、25.5% がリフト浴のための特殊浴槽を設置しており、設備費やランニングコストだけでなく人手もかかることから、特殊浴槽を設置し入浴支援を行っている事業所に対する加算を創設していただくようお願いします。

(6) 日中活動の充実について

- ① 生き甲斐のある生活を送るためには、日中の過ごし方が重要となるため、通所・入所に関わらず、障害のある方の社会参加支援に積極的に取り組んでいる施設・事業所への評価をお願いいたします。
- ② 利用者の日中活動の選択肢を広げ施設入所者の社会参加を促進するため、入所施設の利用者が他法人の日中活動等を利用した場合の加算「社会参加調整加算（仮称）」を創設していただくようお願いいたします。

(7) 住まいの場における重度化・高齢化への対応について

- ① 障害者支援施設
 - (a) 障害者支援施設においては、入所者の重度高齢化と安全・防犯上への対応として、夜勤職員の配置基準を引き上げるとともに、夜勤職員配置加算に必要な人数を上回る夜勤職員を配置した場合の報酬上の評価をお願いします。
 - (b) 障害者支援施設の生活介護を通所で利用する者は重度障害者支援加算の対象外とされていますが、事業所では障害者支援施設の生活介護に通所する利用者に対しても入所者と同様の支援を行っていることから、当該加算の算定を可能とするようお願いします。
 - (c) 個室化や小規模ユニット化は利用者の QOL を高めるうえで不可欠であり、新型コロナウイルス感染防止の面でも有効であることから、障害者支援施設において、個室化や小規模ユニット化を行っている事業所への報酬上の評価をお願いします。また、個室化、ユニット化により、ユニットごとの職員配置や各個室の頻繁な見守り巡回等が必要となるため、体制的な加算の創設をお願いします。
- ② グループホーム
 - (a) グループホームにおける重度障害者支援加算の対象を、障害者支援施設の重度障害者支援加算Ⅱの対象者と同様とするようお願いします。
 - (b) 介護サービス包括型グループホームにおける個別のホームヘルプ利用にかかる経過措置については恒久化するようお願いします。
 - (c) 高齢になっても住み慣れたグループホームで暮らしたいというニーズにこたえるため、グループホームにおける職員配置について、世話人から生活支援員に変更するとともに、それに見合った報酬単価とするようお願いします。
 - (d) 共同生活援助の看護職員配置加算については、20 人につき 1 人の看護師で 70 単位、40 人に 1 人の看護師で 35 単位取得できるようにするなど、柔軟な取扱いとするようお願いします。
 - (e) グループホームへ入居した際、利用者が慣れない環境に馴染むまでは通常より手厚い支援が必要となります。地域移行を促進するため、グループホーム利用開始より 30 日以内の期間については「初期加算」を算定していただくようお願いいたします。

(8) 就労継続支援について

- ① 就労継続支援 B 型
 - (a) 職員配置基準（7.5 : 1）以上に手厚く職員を配置している事業所の報酬上の評価として、新たに 5 : 1 の配置基準を設けていただくようお願いします。
 - (b) 就労継続支援 B 型の基本報酬における工賃 30,000 円以上 45,000 円未満の区分については、他の区分間に比べて金額の幅が広いため、工賃 30,000 円以上の事業所がよ

り高い工賃を目指す意欲を高めるため、報酬上の評価を5,000円刻みとするようお願いします。

- (c) 平均工賃支払額による基本報酬の設定は、生産性のある人が優れているという考え方方に結び付きかねず、重度障害者が働く場所を失う懸念があることから、多角的な評価項目による報酬単価の設定を検討していただくようお願いします。
- (d) 週の利用日数が少ない者については、平均工賃支払額の算出の母数より除外するようお願いします。

② 就労継続支援A型

- (a) 年次有給休暇の5日間の取得義務化にともない、就労継続支援A型利用者の報酬上の評価をご検討いただくようお願いします。

(9) 相談支援事業の運営強化について

- ① 計画相談支援ならびに継続相談支援については平成30年度より基本報酬が減額され、新たに複数の加算が創設されました。未だ多くの事業所において加算の算定が不十分な状況にあり、厳しい経営状況となっています。については、基本報酬と加算の両面からの再検討をお願いします。
- ② 各都道府県における主任相談支援専門員研修の実施が進んでいないことから、次期報酬改定までの経過措置となっている特定事業所加算II及びIVについては経過措置の延長を図っていただくようお願いします。

2. 障害福祉サービスに関する要望

(1) 相談支援専門員の質の向上

- ① 障害者の望む生活を実現するために大切な役割を担う相談支援専門員の資質の向上への取り組みとそれに伴う報酬上の評価をお願いします。
- ② 相談支援専門員の実務経験年数については、社会福祉士等の資格保持者については5年から3年への短縮を検討するようお願いします。

(2) 児童発達支援管理責任者の研修内容の見直し

- ① 児童発達管理責任者の実務経験等については、児童発達支援や障害児入所施設での経験とすることが望ましいことから、児童発達支援管理責任者の資格を取得しようとする者については、任意とされている専門コース別研修の受講を必修とするようお願いします。

(3) 重度訪問介護の弹力的な運用

- ① 入院中に重度訪問介護による支援を受けやすくするよう、対象者の条件から「病院へ入院又は入所する前から重度訪問介護を利用している者」の文言を削除していただくようお願いします。

(4) 児童発達支援センター

- ① 児童発達支援センターは、発達に困り感を抱える親や、母子保健、児童相談所など

の地域の関係機関との連携が不可欠であることから、ソーシャルワーカーを配置し、地域の中核となるよう機能強化を図るようお願いします。

(5) 障害児入所施設（年齢超過児への対応）

- ① 年齢超過児を障害者支援施設やグループホームでスムーズに受け入れられるよう、第6期障害福祉計画並びに第2期障害児福祉計画で成人施設の入所定員の適正化を図るようお願いします。
- ② 障害児入所施設からの優先的な移行の協議の場（県単位での移行支援部会等の立ち上げ等）の設置等についての検討をお願いします。また、障害児入所施設から成人施設への移行の優先順位を上げていただくようお願いします。

(6) 平成30年度より新たに創設された事業の検証

- ① 平成30年度より、自立生活援助や就労定着支援、日中サービス支援型共同生活援助といった新規事業が創設されましたが、事業の実効性や適正単価等について検証するようお願いいたします。

3. 新型コロナウイルスに関する要望

(1) 柔軟な対応（要件緩和等）の延長

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、各種加算要件の緩和等がなされました。今後も感染症の長期化が予測されるため、引き続き柔軟な対応をお願いいたします。

(2) 事業継続を可能とするための方策の検討

- ① 新型コロナウイルス感染症によって、緊急的な支援を要する障害者への支援（相談支援含む）の重要性が再確認されましたが、新型コロナウイルスに限らず、各種感染症や災害等に対応するための十分な基盤整備と、事業所が休業せざるを得ない場合であっても事業継続が可能となるような方策の検討をお願いいたします。

【資料6－1】

令和2年4月8日

厚生労働省社会援護局障害保健福祉部
障害福祉課長 源河 真規子様

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
会長 井上 博



障害福祉関係事業所等における 新型コロナウイルスへの対応に関する要望

日頃より、知的障害福祉の増進にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

また、このたびは新型コロナウイルスへの対応に際し、障害福祉関係事業所における定員や職員配置等の運用等について柔軟なご配慮をいただき、重ねて感謝申し上げます。

新型コロナウイルスへの対応には、これまでの災害や新型インフルエンザへの対応等の経験を活かして、協会全体で情報共有、意見交換など協力・連携を図って取り組んでいますが、先が見えないという不安があります。

そのため、障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルスの感染防止に係る適切な対応と、障害福祉サービスの安心、安全かつ継続的なサービスの提供に向けて、次のとおり要望いたしますので、特段のご配慮をお願い申し上げます。

1. 感染者もしくは感染が疑われる者が出了障害者支援施設等への対応についてのご配慮をお願いいたします。

障害者支援施設等において利用者が新型コロナウイルスに感染した場合には、感染拡大を防止するために、速やかに入院できるようご配慮をお願いいたします。感染した利用者が入院できない場合には施設で生活を続けることから、専門医や看護職員を派遣していただくとともに、利用者や支援職員の感染防止のためのマスクやアルコール消毒液、使い捨てエプロン、アイゴーグル、防護服等が早急に必要となることから、感染者が出た施設等に対し、国（または自治体）から可及的速やかに必要数をお手配いただくようお願いいたします。

2. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い休業した障害福祉サービス事業所が事業継続を担保できるよう補償をお願いします。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い緊急事態宣言が出されたため、障

害福祉関係サービスにおいても、国や自治体からの要請で通所サービスや短期入所事業所等を休業するところが出てくることが想定されます。

その際、特に小規模法人施設においては、職員への給与が払えず、職員の離職や資金繰りから事業廃止に追い込まれるところが出てくることが予想されます。福祉施設は、社会の重要なインフラとして大きな役割を果たしていることをご理解いただき、行政からの要請に伴い休業する場合、障害福祉サービス事業所等に対し、休業後の事業継続が可能となるよう補償をお願いいたします。

また、要請による休業であっても、令和2年3月10日付厚生労働省より各都道府県・指定都市・中核市に事務連絡として発出された「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時の取扱いについて」の問2の回答にあるとおり、「自主的に休業する場合の居宅等における健康管理や相談支援等できる限りの支援を行った場合は報酬の対象とする。」を適用していただくようお願いいたします。なお、その際、問2において示されている同等のサービスと認める解釈について市町村によってバラツキがないようにご指導いただくとともに、可能な限り柔軟な対応のもと報酬を支出していただくようお願いします。

3. 運営基準、職員配置基準等の柔軟な運用をお願いします。

今後の感染拡大により、障害福祉サービス事業所における様々な活動が制限されることや、職員が家庭の事情により出勤できないことが想定されます。感染者が出た施設についてはもちろんですが、感染者が出ていなくとも感染が終息するまでの間は、運営基準、職員配置基準等の柔軟な取り扱いができるようお願いいたします。

4. 新型コロナウイルス関連で発出された特例等に関する自治体での運用等についてのご指導をお願いします。

障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルスへの対応に際し、厚生労働省からは様々な特例や柔軟な運用を認める通知等を発出しているところですが、その取扱いを認めていない自治体もあるとの声が聞かれます。つきましては、自治体に対し、特例の趣旨をしっかりと伝えていただくようお願いいたします。

【資料6－2】

令和2年5月19日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 課長 源河 真規子様

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会

会長 井上 博



障害福祉関係事業所等における新型コロナウイルスへの対応に関する要望

日頃より、知的障害福祉の増進にご尽力を賜り、感謝申し上げます。また、新型コロナウイルスへの対応に際し、柔軟なご配慮をいただき重ねて感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言後、障害福祉サービス事業所等においては、サービスを利用している知的障害のある方の安全を確保し、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に努めつつ日々支援に力を尽くしております。

障害福祉サービス事業所の支援員は、その業務の特性から利用者との密接を避けることができません。特に居住系サービス（障害者支援施設やグループホーム等）では、新型コロナウイルス感染が発生した場合、感染リスクが高い中で支援を継続していかなければなりません。各事業所では感染防止用品の確保に努めていますが、需要に供給が追い付かないことや価格が高騰していることから未だ入手が困難な状況にあります。

つきましては、さらなる感染拡大の防止と利用者の生命を守り継続的にサービスを提供するため、支援員がモチベーションを保ち、安心して支援にあたることができるように、次とおり要望させていただきますので、特段のご配慮をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 新型コロナウイルス感染への対応について

(1) 障害福祉サービス事業所で感染が疑われる者がいる場合のPCR検査の実施について

- 各地の福祉施設でクラスターの発生が報告されています。職員や利用者に「体調不良」や「濃厚接触の疑い」がみられた際には、早急にPCR検査を実施していただくようお願いいたします。あわせて、簡便に診断ができる抗原検査の活用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

(2) 居住系サービス（障害者支援施設・グループホーム）等で新型コロナウイルスの感染が発生した場合の対応について

- ・居住系サービスにおいて感染が発生した場合には、感染者が速やかに入院出来るよう、特段のご配慮をお願いいたします。どうしても入院が困難な場合（軽症者や障害特性から入院治療が困難な者等）については、一定期間治療や支援を受けながら過ごせる場所等を確保していただくようお願いいたします。
- ・居住系サービスで集団感染が発生した場合には、速やかに専門医や看護職員を派遣するとともに、保健所の指導等の体制を整えていただくよう、各自治体への協力の要請等をお願いいたします。
- ・感染が発生した場合、当該施設の職員が長期的に利用者支援にあたるには限界があることから、応援職員の派遣が必要となる際には、自治体がその調整をしていただきますようお願いいたします。
- ・感染が発生した施設で利用者支援にあたる職員は、感染拡大防止の観点から自宅に戻ることが困難となるため、支援する職員が宿泊できる場所等の確保に係る調整や費用の補助をお願いいたします。

(3) マスクや消毒液等の衛生用品や防護用品等の確保について

- ・感染が発生した施設等では、感染拡大防止のための衛生用品や防護用品（サージカルマスク、アルコール消毒液、使い捨てエプロン、アイゴーグル、防護服、シューズカバー、体温計、ゴム手袋等）が必要不可欠です。これらの衛生用品等は、利用者や支援職員の集団感染の防止の観点から、すべての障害福祉サービス事業所や相談事業所等に必要となりますので、国から可及的速やかにお手配いただくようお願いいたします。また、法人等において感染防止のための衛生用品等をすでに購入した際の費用の補助等についても併せてご検討いただきますようお願いいたします。

(4) 在宅で暮らす障害者の家族等が感染した場合の支援について

- ・障害者の家族や主たる介護者が新型コロナウイルスに感染した場合、自宅での暮らしを維持することが困難になります。こうしたケースが発生した場合に備え、障害者を一時的に支援する場所のご検討をお願いいたします。

(5) 専門家による指導と相談窓口の設置について

- ・集団感染防止のための予防対策として、例えば、サージカルマスクや防護服等の正しい着脱方法、汚染物（ウイルスの付着した物等）の処理方法、建物内の適切なゾーニングや導線等についての専門家によるご指導をお願いいたします。特に、感染が発生した場合については、各施設・事業所の構造の特性等に合わせ、個別に具体的なご指導をいただくようお願いいたします。

- ・福祉関係者の日々の不安等を払拭するための相談窓口の設置をお願いいたします。

(6) 医療・福祉従事者への差別や偏見に対する対応について

- ・新型コロナウイルスの感染が発生した障害福祉サービス事業所の利用者や職員、その家族等が地域社会からの差別や偏見、誹謗中傷等で苦しむことなく安心して職務に専念できるよう、国民への注意喚起や啓発等のご対応をお願いいたします。

2. 障害福祉サービス事業所の事業継続について

(1) 配置基準や報酬等に関する各種研修の延期に伴う影響について

- ・新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、各地でサービス管理責任者研修や強度行動障害支援者養成研修等の開催が延期されています。感染が終息するまでの間については、サービス管理責任者研修等の要件の緩和措置や、研修参加計画を提出することをもって重度障害者支援加算の算定が可能となるよう柔軟な取扱いをお願い申し上げます。

(2) 新型コロナウイルス関連で発出された特例等に関する事務連絡の周知徹底について

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、厚生労働省では自治体に対し、障害福祉サービス事業所等における人員配置や報酬請求等に係る特例や柔軟な取り扱い等を示されていますが、自治体間の運用に差があるため、再度事務連絡の趣旨を徹底していただきますようお願いいたします。

(3) 就労継続支援事業における利用者の収入の減少に対する補填等について

- ・新型コロナウイルスの感染拡大により、就労支援事業所では、生産活動収入が大幅に減少しています。就労継続支援A型では、雇用調整助成金の利用が可能であり、新型コロナウイルスの影響を踏まえて制度の要件緩和等もおこなわれていますが、申請方法が複雑で支給までに時間がかかっています。グループホーム等で生活している就労継続支援B型の利用者は、工賃と障害基礎年金で自立した地域生活を実現しているため、工賃の減少は利用者の生活に大きな影響を与えます。

また、障害者雇用の現場では、すでに企業や会社による障害者の解雇や整理が行われており、離職した障害者の受け入れ先として、就労継続支援事業所が想定されますが、十分な生産活動収益が確保できないなかでは不安視されます。

就労継続支援事業では、自立支援給付費からの工賃や賃金への一時的な補填が認められていますが、長期化すればこれらの対応では限界があるため、工賃の減少に伴う利用者への経済的支援を講じていただきますようお願いいたします。

(4) 障害児入所施設の報酬算定について

- ・厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課措置費係 令和2年2月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する児童養護施設等の対応について」によると、学校が休みとなった際に毎日子どもが児童養護施設内にいることとなったときに日中の職員体制を確保した場合の措置が講じられています。しかし、障害児施設は当該通知の対象となっておりません。については、障害児入所施設についても児童入所施設として同様の取り扱いをしていただきますようお願いいたします。

(5) 利用自粛に伴う事業所の減収への対応について

- ・居住系サービスや日中活動系サービスでは、人員配置や報酬請求等に係る特例や柔軟な取り扱い等が示されていますが、居宅介護・行動援護・短期入所や日中一時支援、児童発達支援事業等についても、自粛や利用控え等により通常の利用時と比較して著しく利用が減り収入が減っている事業所があるため、これらの事業に対し経営を安定するための対策の検討をお願いいたします。

(6) 感染リスクの高い環境で支援に関わる職員に対する手当等の支給について

- ・居住系サービス（障害者支援施設やグループホーム等）では、新型コロナウイルス感染が発生した場合、感染リスクが高い中で支援を継続していかなければなりません。加藤厚生労働大臣は5月1日の会見で、新型コロナウイルスの感染が発生した施設で支援を行う介護職員等に対し、いわゆる危険手当のような手当を支給できるようにする方針を示しましたが、支援員がモチベーションを保ち、安心して利用者支援にあたることができるように、障害福祉サービス従事者に対しても同様の取り扱いをしていただきますようお願いいたします。

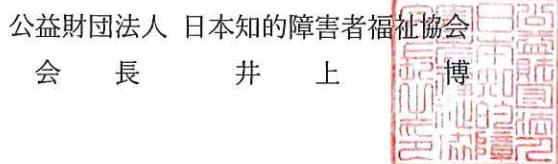
(7) 感染拡大防止のための個室化対応等への財政措置について

- ・居住系サービス（入所施設、グループホーム等）において感染が発生した際の感染拡大防止に向けて、入所施設等が行った増改築や利用者の居室の個室化に対する財政支援をお願いいたします。

【資料6－3】

令和2年6月18日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 課長 源河 真規子 様



障害福祉関係事業所等における新型コロナウイルスへの対応に関する要望

日頃より、知的障害福祉の増進にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

先般、本協会では令和2年5月19日付で新型コロナウイルスへの対応に関する要望書を出させていただきましたが、第二次補正予算案において多くの要望事項にご配慮をいただいたことに対し、重ねて感謝申し上げます。

一方で、前回の要望で第二次補正予算案に反映されなかった事項や、未だ終息の見えないなかで重ねてお願いしたい事項等がございます。つきましては、次のとおり要望させていただきますので、一層のご配慮をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

(1) 第二次補正予算案における「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」に係る都道府県の役割に、「緊急時の支援に係るコーディネート機能の確保」が挙げられていますが、都道府県が職員を派遣する場合の留意点や職員の安全確保に必要な工夫等についてあらかじめ国に示していただくとともに、次の事項についても当該機能の中でご対応いただくようお願いいたします。

- ①感染者が発生した施設（入所・グループホーム等）で利用者支援にあたる職員が宿泊できる場所等の確保に係る調整や費用の補助をお願いします。
- ②障害者の家族や主たる介護者が新型コロナウイルスに感染した場合に障害者を一時的に支援する場所の確保をお願いします。

(2) 新型コロナウイルス感染予防のため、各自治体においてはサービス管理責任者養成研修や強度行動障害支援者養成研修等の開催の延期や受講定員の削減が検討されていることから、以下の対応をご検討いただくようお願いいたします。

- ①サービス管理責任者等研修
 - ・研修が受講できないことでサービス管理責任者が配置できない場合については、サービス管理責任者未配置減算の対象から除外するようお願いいたします。

- ・実践研修は令和3年度からの開催が予定されている自治体が多いと予測されますが、準備が間に合わない自治体や、希望しても受講できない者が多い自治体等も想定されるため、基礎研修修了者で実務経験等の要件を満たした者については、当面の間（少なくとも1年間程度）は、実践研修を受講していなくとも1人のサービス管理責任者として認めるような方策をご検討くださいますようお願いいたします。

②強度行動障害支援者養成研修

- ・平成30年度末までの経過措置と同様に、研修参加計画を提出し次年度までの研修受講を必須要件として重度障害者支援加算の算定を可能とするとするようお願いします。

③相談支援専門員現任研修

- ・研修の回数と受講定員の削減が予測されるため、希望しても受講できず更新できない場合が想定されることから、当面の間（少なくとも1年間程度）は、現任研修を受講していなくとも、相談支援専門員として業務につくことができるような方策をご検討くださいますようお願いいたします。

(3) 利用自粛に伴う事業所の減収への対応について、以下のとおりご検討くださいますようお願いいたします。

- ・居宅介護・行動援護・短期入所や日中一時支援、児童発達支援事業、児童発達支援センター等については、通常と比較して著しく利用が減ったことで大幅な減収となっていることから、経営を安定するための方策を講じるようお願いします。

※児童発達支援事業及び児童発達支援センターでは、新型コロナウイルスの影響で乳幼児健診等（1歳6か月児検診・3歳児検診等）が実施されていないことで利用が減少している。

- ・放課後等デイサービスで報酬算定対象となっていた電話や訪問等による児童の健康管理や相談支援等による代替支援が児童発達支援事業では対象とされていないため、放課後等デイサービスと同様の取り扱いとするようお願いします。

以上